

第91回 定時株主総会

招 集 ご 通 知

日時：平成27年6月25日（木曜日）
午前10時

会場：ワールド記念ホール
神戸市中央区港島中町6丁目12番地の2
※裏表紙の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

開会時刻間際には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

議決権行使期限：平成27年6月24日（水曜日）
午後5時30分

目 次

第91回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	4
連結計算書類	23
計算書類	26
監査報告書	29
株主総会参考書類	
第1号議案 利益準備金の額の減少の件	33
第2号議案 取締役全員任期満了につき 16名選任の件	33
第3号議案 監査役全員任期満了につき 7名選任の件	41
第4号議案から第25号議案まで 株主からのご提案	44
議決権の行使についてのご案内	61
株主総会会場ご案内	裏表紙

株 主 各 位

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号
関 西 電 力 株 式 会 社
取締役会長 森 詳 介

第 91 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主のみなさまには、常日頃、格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 91 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権の行使につきましては、61 頁から 62 頁に記載の「議決権の行使についてのご案内」をご確認のうえ行っていただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成 27 年 6 月 25 日（木曜日） 午前 10 時

2. 場 所 神戸市中央区港島中町 6 丁目 12 番地の 2
ワールド記念ホール

3. 目的事項

報告事項

1. 平成 26 年度 （平成 26 年 4 月 1 日から
平成 27 年 3 月 31 日まで） 事業報告の内容、連
結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 平成 26 年度 （平成 26 年 4 月 1 日から
平成 27 年 3 月 31 日まで） 計算書類の内容報告の件

決議事項

〈会社提案（第 1 号議案から第 3 号議案まで）〉

第 1 号議案 利益準備金の額の減少の件

第 2 号議案 取締役全員任期満了につき 16 名選任の件

第 3 号議案 監査役全員任期満了につき 7 名選任の件

〈株主(36名)からのご提案(第4号議案から第9号議案まで)〉

- 第4号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第5号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第6号議案 定款一部変更の件 (3)
- 第7号議案 定款一部変更の件 (4)
- 第8号議案 定款一部変更の件 (5)
- 第9号議案 定款一部変更の件 (6)

〈株主(119名)からのご提案(第10号議案から第15号議案まで)〉

- 第10号議案 取締役解任の件
- 第11号議案 定款一部変更の件 (1)

他の株主(2名)から同一の趣旨のご提案があります。

- 第12号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第13号議案 定款一部変更の件 (3)
- 第14号議案 定款一部変更の件 (4)
- 第15号議案 定款一部変更の件 (5)

〈株主(2名)からのご提案(第16号議案から第19号議案まで)〉

- 第16号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第17号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第18号議案 定款一部変更の件 (3)
- 第19号議案 定款一部変更の件 (4)

〈株主(1名)からのご提案(第20号議案から第24号議案まで)〉

- 第20号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第21号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第22号議案 定款一部変更の件 (3)
- 第23号議案 定款一部変更の件 (4)
- 第24号議案 取締役1名選任の件

〈株主(1名)からのご提案(第25号議案)〉

第25号議案 定款一部変更の件

〔上記の会社提案（第1号議案から第3号議案まで）および株主からのご提案（第4号議案から第25号議案まで）にかかる議案の内容等は33頁から60頁に記載のとおりであります。〕

以 上

-
- ・ 当日ご出席の方は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ・ 「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kepcoco.jp/corporate/ir/stockholder/meeting/index.html>）に掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ・ 「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際し、監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ・ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kepcoco.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

平成26年 4月 1日から
平成27年 3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

平成26年度のわが国経済は、消費税の増税により個人消費が落ち込むなど、景気は総じて弱めの状況で推移しましたが、政府の経済対策の効果などの影響から、年度終盤には持ち直しの動きが見られました。

一方、当社グループにおいては、原子力プラントが平成25年の電気料金の値上げの前提どおりに再稼働できなかったことから、事業の収支は極めて厳しい状況となりました。

電力の需給については、停止中の原子力プラントの再稼働時期が見通せず、夏季・冬季ともに厳しい需給状況となることが想定されましたが、需要面では、お客さまから節電・省エネルギーへのご協力をいただいたことや、夏場の気温が低く推移したことに加え、供給面では、姫路第二発電所4～6号機の運転開始時期の前倒し、火力・水力発電所の定期検査等の補修の繰り延べや計画外停止の未然防止に向けた取組み、他の電力会社からの応援融通の受電、自家用発電設備からの電力調達、卸電力取引所の積極的な活用など、さまざまな供給力対策を講じたことにより、電力の需給安定を保つことができました。

高浜発電所3、4号機の再稼働に向けた原子炉設置変更許可申請については、本年2月に原子力規制委員会から許可をいただきました。また、大飯発電所3、4号機、美浜発電所3号機および高浜発電所1、2号機の原子炉設置変更許可申請についても、原子力規制委員会の審査に全力で対応しております。

一方、美浜発電所1、2号機については、供給力、各種安全対策工事の技術的成立性、工事費用、運転可能期間、原子炉の廃止に係る新たな会計制度などを総合的に勘案した結果、本年4月に廃止といたしました。

なお、高浜発電所3、4号機については、本年4月14日、福井地方裁判所が運転を差し止めるとの仮処分決定を行いました。本決定について、4月17日、当社は福井地方裁判所に保全異議の申立ておよび執行停止の申立てを行いました。

当年度の連結収支の状況については、収入面では、電気事業において、総販売電力量は減少したものの、燃料費調整単価の増加などにより電灯電力料収入が増加したことに加え、情報通信事業において、売上高が増加したことなどから、売上高（営業収益）は3兆4,060億円となりました。これに営業外収益を加えた経常収益合計は前年度を944億円上回り、3兆4,538億円となりました。一方、支出面では、経営効率化により徹底した諸経費の節減に努めましたが、

電気事業において、原子力プラントが稼動しなかったことにより、火力燃料費が増加したことなどから、経常費用合計は前年度にくらべて961億円増加し、3兆5,669億円となりました。この結果、経常損失は1,130億円、当期純損失は1,483億円となりました。

こうした状況が続きますと、財務基盤の毀損は一層深刻さを増し、燃料調達や設備の保守・保全などに必要な資金調達が困難になるなど、最大の使命である電力の安全・安定供給に支障をきたしかねないことから、最大限の経営効率化を前提としたうえで、当社は昨年12月、電源構成変分認可制度に基づき、経済産業大臣に電気料金の値上げを申請し、本年5月に、規制分野における6月からの値上げを認可いただきました。これを受け、ご家庭など規制分野のお客さまは平均8.36%の値上げをさせていただき、また、4月からの値上げを実施させていただいている自由化分野のお客さまについては、規制分野の認可内容を踏まえて、平均11.50%の値上げとさせていただいております。

なお、夏季にはお客さまの電気のご使用量が増加し、値上げによるご負担も大きくなることから、軽減期間（6月1日から9月30日まで）を設け、同期間中は、規制分野では平均4.62%、自由化分野では平均6.39%の値上げとさせていただきます。

以上のとおり、収支状況は極めて厳しく、また、先行きについても、経営環境は依然として不透明であることなどから、誠に申し訳ございませんが、当年度の配当は無配といたしたいと存じます。株主のみなさまにおかれましては、何卒ご理解を賜われますようお願い申し上げます。

事業別の業績については、次のとおりであります。

a. 電気事業

当年度の総販売電力量は、節電・省エネルギーへのご協力をいただいたことや、夏場の低気温により冷房需要が減少したことなどから、1,344億9千万キロワット時と前年度にくらべて4.2%の減少となりました。その内訳を見ますと、「電灯」（主として住宅）および「電力」（小規模の店舗・工場など）については、513億4千万キロワット時と前年実績を5.3%下回りました。また、自由化の対象である「特定規模需要」（事務所ビル、大規模の店舗・工場など）についても、831億5千万キロワット時と前年実績を3.5%下回りました。

電気事業の売上高については、総販売電力量は減少したものの、燃料費調整単価の増加などにより電灯電力料収入が増加したことなどから、前年度にくらべて797億円増加し、2兆9,396億円となりました。

一方、支出面では、経営効率化により徹底した諸経費の節減に努めましたが、原子力プラントが稼動しなかったことにより、火力燃料費が増加したことなどから、営業費用が増加しました。

この結果、営業損失は前年度にくらべて160億円増加し、1,339億円となりました。

b. 情報通信事業

情報通信事業の売上高については、株式会社ケイ・オプティコムを中核会社として、主力のF T T Hサービスの加入件数が平成26年6月に150万件を突破し、当年度末で153万件と前年度末にくらべて3.0%増加したことなどから、前年度にくらべて68億円増加し、1,708億円となりました。

一方、支出面では、新サービスの投入や信頼度向上対策の費用が増加したことなどから、営業利益は前年度にくらべて12億円減少し、184億円となりました。

c. その他の事業

その他の事業の売上高については、生活アメニティ分野において住宅分譲戸数が減少したことなどから、前年度にくらべて80億円減少し、2,955億円となりました。

一方、総合エネルギー分野においてガス原料費上昇分のガス販売価格への反映が進んだことに加え、L N Gプロジェクト参画会社の売上および利益が増加したことなどから、営業利益は前年度にくらべて110億円増加し、362億円となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループにおいては、原子力プラントの再稼動時期が未だ見通せず、電力の需給、事業の収支ともに厳しい状況が続いております。また、平成28年4月に迫った電力小売全面自由化をはじめとする電力システム改革により、本格的な競争時代が始まろうとしております。

平成27年度は、当社グループにとって極めて重要な1年であり、グループの総力を結集して、事業基盤の再生を果たし、競争本格化への備えを加速してまいります。

事業基盤の再生については、さらなる徹底した経営効率化を進めながら、電気料金の再値上げにご理解を賜わるとともに、高浜発電所3、4号機をはじめ安全性が確認された原子力プラントの早期再稼動に向けて、国の審査、訴訟への対応、地元のみなさまへのご理解活動等に全力を尽くし、黒字構造への転換を進めてまいります。

競争本格化への備えについては、相生発電所での天然ガス利用や赤穂発電所での石炭利用のための設備改造等による電源競争力の強化に努め、電気・ガスを中心とした総合エネルギー提案やエネルギーサービスの拡大を推進するなど、総合エネルギー事業の展開に拍車をかけてまいります。また、情報通信事業や国際事業等における収益拡大に取り組むとともに、これらの事業の推進に向けて、組織体制の見直し等を含め、機能的で効率的な事業基盤を構築してまいります。

これらの諸施策の実行に加え、電力の需給安定に向けて供給力を確保することはもとより、ゆるぎない安全文化の構築等、CSRを基軸とした経営を実践してまいります。

当社グループは、経営環境が大きく変化する中でも、お客さまと社会に認められ、お役に立つ存在であり続けるとともに、株主のみなさまのご期待にお応えできるよう全力を尽くしてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜われますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

a. 設備投資額

電 気 事 業	2,998億円
情報通信事業	519億円
その他の事業	746億円
内部取引消去	△ 57億円
設備投資総額	4,206億円

b. 主な設備の新增設工事等

		発 電 設 備	送 変 電 設 備
完 成	設 備 新 設	[火 力] 姫路第二発電所第4号機 ～第6号機 (各486,500kW)	_____
	新 設	_____	金剛変電所 (2,000,000kVA)
継続中	増 設	_____	北摂変電所 (1,000,000kVA)

(4) 資金調達の状況

a. 社 債

発 行 額	償 還 額
998億円	1,498億円

b. 借入金

借 入 額	返 済 額
6,972億円	7,280億円

c. コマーシャル・ペーパー

発 行 額	償 還 額
—	—

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成23年度 (第88期)	平成24年度 (第89期)	平成25年度 (第90期)	平成26年度 (当期)
売 上 高 (営 業 収 益)	28,114億円	28,590億円	33,274億円	34,060億円
経 常 利 益	△2,655億円	△3,531億円	△1,113億円	△1,130億円
当 期 純 利 益	△2,422億円	△2,434億円	△ 974億円	△1,483億円
1株当たり当期純利益	△ 271.12円	△ 272.43円	△ 109.01円	△ 166.06円
総 資 産	75,213億円	76,351億円	77,775億円	77,433億円

- (注) 1. 平成23年度は、原子力発電所の稼働率の低下や燃料価格の上昇の影響により、火力燃料費や他社からの購入電力料が増加したことなどから、経常費用が増加し、経常損失および当期純損失を計上することとなりました。
2. 平成24年度は、原子力発電所の稼働率の低下により、火力燃料費や他社からの購入電力料が増加したことなどから、経常費用が増加し、経常損失および当期純損失を計上することとなりました。
3. 平成25年度は、電気料金の値上げなどにより売上高は増加しましたものの、燃料価格の上昇や原子力発電所の稼働率の低下などにより、火力燃料費が増加したことなどから、経常費用が増加し、経常損失および当期純損失を計上することとなりました。
4. 平成26年度は、原子力プラントが稼働しなかったことにより、火力燃料費が増加したことなどから、経常費用が増加し、経常損失および当期純損失を計上することとなりました。

(6) 重要な子会社および関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ケイ・オプティコム	330.0億円	100.0%	電気通信事業（個人向けインターネット接続サービス、法人向け通信サービス）、有線一般放送事業、電気通信設備の賃貸
株式会社関電エネルギーソリューション	152.0	100.0	ガス販売代行、ユーティリティ（電気・熱源）設備の建設・保有を含めた運転保全サービス
関電不動産株式会社	8.1	100.0	不動産の分譲、賃貸、管理
株式会社かんでんエンジニアリング	7.8	100.0	電力流通・電気・情報通信設備の保全、工事
株式会社日本ネットワークサポート	4.1	80.5	配電資機材の製造、販売
関電プラント株式会社	3.0	100.0	火力・原子力発電設備の保全、工事
株式会社ニュージェック	2.0	84.0	土木・建築等に関する調査・設計・工事監理
M I D都市開発株式会社	1.0	99.5	ビル開発、住宅分譲、緑化事業
M I Dファシリティマネジメント株式会社	1.0	100.0	オフィスビル・商業施設・病院等の施設管理、駐車場運営管理
関電システムソリューションズ株式会社	0.9	100.0	情報システムの企画、設計、構築、保守運用管理および情報システムに関するコンサルティング
株式会社環境総合テクノス	0.8	100.0	環境・土木・建築に関する調査、分析、コンサルティング、工事
関電サービス株式会社	0.7	100.0	電力営業・配電・用地・広報業務の受託、電柱広告、水道料金業務の受託

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株式会社関電パワーテック	0.3億円	100.0%	火力・原子力発電設備の 運転・保守管理、産業廃 棄物の処理・再生利用、 石炭灰・資機材等の販売
株式会社関電 L & A	0.3	100.0	リース、自動車整備、保 険代理店
*日本原燃株式会社	4,000.0	16.6	ウラン濃縮事業、再処理 事業、廃棄物管理事業、 廃棄物埋設事業
*株式会社きんでん	264.1	33.7	電気・情報通信・環境関 連工事
*株式会社エネゲート	4.9	49.0	電力量計の製造、販売、 修理、取替および電気制 御機器の製造、販売
*サンロケ・パワー・コーポレーション	0.18 (億フィリピンペソ)	50.0	フィリピンにおける水力 発電事業

(注) 1. *印は持分法適用の関連会社であり、他は全て子会社であります。
2. 出資比率には、間接所有分を含んでおります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、「電気事業」を中核として、当社グループの保有する通信設備や技術・ノウハウを多面的に活用し、総合的な情報通信サービスを提供する「情報通信事業」のほか、お客さまに最適なエネルギー・ソリューションを提供する「総合エネルギー」、お客さまの安全・安心、快適・便利なくらしをサポートする生活関連サービスおよび省エネルギーに配慮したマンションやビルの開発をはじめとする不動産関連サービスを提供する「生活アメニティ」の各分野で、重点的に事業展開しております。

(8) 主要な事業所等

a. 当社の主要な事業所および発電所

(a) 事業所

本店（大阪府大阪市）、原子力事業本部（福井県三方郡美浜町）、大阪北支店（大阪府大阪市）、大阪南支店（大阪府大阪市）、京都支店（京都府京都市）、神戸支店（兵庫県神戸市）、奈良支店（奈良県奈良市）、滋賀支店（滋賀県大津市）、和歌山支店（和歌山県和歌山市）、姫路支店（兵庫県姫路市）、東京支社（東京都千代田区）、東海支社（愛知県名古屋市中区）、北陸支社（富山県富山市）

(b) 発電所

水力発電所（出力100,000kW以上）

喜撰山（京都府）、奥吉野（奈良県）、大河内、奥多々良木（以上兵庫県）、木曽、読書（以上長野県）、丸山、下小鳥（以上岐阜県）、新黒部川第三、音沢、黒部川第四（以上富山県）

火力発電所（出力1,000,000kW以上）

堺港、南港、多奈川第二（以上大阪府）、舞鶴（京都府）、海南、御坊（以上和歌山県）、姫路第一、姫路第二、相生、赤穂（以上兵庫県）

原子力発電所

美浜、高浜、大飯（以上福井県）

太陽光発電所（出力10,000kW以上）

堺太陽光（大阪府）

b. 重要な子会社の本店所在地

- (a) 株式会社ケイ・オプティコム（大阪府大阪市）
- (b) 株式会社関電エネルギーソリューション（大阪府大阪市）
- (c) 関電不動産株式会社（大阪府大阪市）
- (d) 株式会社かんでんエンジニアリング（大阪府大阪市）
- (e) 株式会社日本ネットワークサポート（大阪府大阪市）
- (f) 関電プラント株式会社（大阪府大阪市）
- (g) 株式会社ニュージェック（大阪府大阪市）
- (h) M I D都市開発株式会社（大阪府大阪市）
- (i) M I Dファシリティマネジメント株式会社（大阪府大阪市）
- (j) 関電システムソリューションズ株式会社（大阪府大阪市）
- (k) 株式会社環境総合テクノス（大阪府大阪市）
- (l) 関電サービス株式会社（大阪府大阪市）
- (m) 株式会社関電パワーテック（大阪府大阪市）
- (n) 株式会社関電L & A（大阪府大阪市）

(9) 使用人の状況

区 分	使用人数	前年度末比増減
電 気 事 業	20,628名	－ 185名
情報通信事業	3,174	51
その他の事業	9,737	16
合 計	33,539	－ 118

(注) 使用人数は就業人員であり、休職者等を除いております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	5,229億円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,246
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,862
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,711
三井住友信託銀行株式会社	1,699
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,217

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 17億8,405万9,697株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 9億3,873万3,028株 |
| (3) 株主数 | 33万8,978名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出資比率
大 阪 市	83,748千株	9.37%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	34,328	3.84
神 戸 市	27,351	3.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	24,029	2.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	23,505	2.63
関 西 電 力 持 株 会	20,867	2.33
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	17,378	1.94
高 知 信 用 金 庫	15,895	1.78
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	11,128	1.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	10,151	1.14

（注）出資比率は、自己株式（44,964,447株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
*取締役会長	森 詳 介		ANAホールディングス株式会社社外取締役 阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役 株式会社ロイヤルホテル社外取締役 公益社団法人関西経済連合会会長
*取締役社長	八 木 誠		日立造船株式会社社外監査役 電気事業連合会会長
*取締役 副社長執行役員	生 駒 昌 夫	電力流通事業本部 グループ経営推進本 部長 業務全般	東洋テック株式会社 社外取締役
*取締役 副社長執行役員	豊 松 秀 己	原子力事業本部長	株式会社きんでん社 外監査役
*取締役 副社長執行役員	香 川 次 朗	総合企画本部（地域 エネルギー部門） お客さま本部長 業務全般	
*取締役 副社長執行役員	岩 根 茂 樹	総合企画本部長 立地室担当	株式会社きんでん社 外監査役
取締役 常務執行役員	橋 本 徳 昭	研究開発室担当、土 木建築室担当	
取締役 常務執行役員	迎 陽 一	燃料室担当	
取締役 常務執行役員	土 井 義 宏	電力流通事業本部長、 経営改革・IT本部長 行為規制担当	
取締役 常務執行役員	岩 谷 全 啓	火力事業本部長 環境室担当	

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役 常務執行役員	八 嶋 康 博	広報室担当、秘書室 担当	
取締役 常務執行役員	杉 本 康	原子燃料サイクル室 担当（サイクル事 業）、経理室担当、購 買室担当	
取 締 役	白 井 良 平	株式会社関電エネ ルギーソリューション 取締役社長	
取 締 役	井 上 礼 之		ダイキン工業株式会 社取締役会長兼グロ ーバルグループ代表 執行役員 阪急阪神ホールディ ングス株式会社社外 取締役 公益社団法人関西経 済連合会副会長
取 締 役	辻 井 昭 雄		近畿日本鉄道株式会 社相談役 日野自動車株式会 社社外監査役
取 締 役	沖 原 隆 宗		株式会社三菱東京 UFJ銀行特別顧問 損害保険ジャパン日 本興亜株式会社社外 監査役 公益社団法人関西経 済連合会副会長
常 任 監 査 役	神 野 榮	(常勤)	コスモ石油株式会 社社外監査役
常 任 監 査 役	田 村 康 生	(常勤)	
常 任 監 査 役	泉 正 博	(常勤)	

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
監 査 役	土 肥 孝 治		弁護士 積水ハウス株式会社 社外監査役 阪急阪神ホールディングス株式会社社外監査役 阪急電鉄株式会社社外監査役 カワセコンピュータサプライ株式会社社外監査役
監 査 役	森 下 洋 一		パナソニック株式会社特別顧問
監 査 役	吉 村 元 志		
監 査 役	槇 村 久 子		京都女子大学宗教・文化研究所客員研究員

- (注) 1. *印は代表取締役であります。
2. 取締役井上礼之、取締役辻井昭雄および取締役沖原隆宗の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役土肥孝治、監査役森下洋一、監査役吉村元志および監査役槇村久子の各氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、社外取締役および社外監査役全員を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
5. 常任監査役田村康生氏は、当社経理室マネジャーおよび執行役員経理室長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役辻井昭雄氏が相談役に就任している近畿日本鉄道株式会社は、平成27年4月1日をもって近鉄グループホールディングス株式会社に社名を変更し、純粋持株会社に移行しております。
7. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取 締 役	19名 292百万円（うち社外取締役 4名 23百万円）
監 査 役	7名 93百万円（うち社外監査役 4名 31百万円）

- (注) 1. 上記には第90回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名に対する報酬額を含めております。
2. 当事業年度に係る取締役賞与につきましては、支給しないことといたしました。
3. 株主総会の決議による役員報酬額は次のとおりであります。
- 取締役 月額 75百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）
- 監査役 月額 18百万円以内

(3) 当事業年度における社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	当事業年度における主な活動状況
社外取締役	井 上 礼 之	当事業年度に開催した取締役会13回のうち8回に出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。
社外取締役	辻 井 昭 雄	当事業年度に開催した取締役会13回のうち10回に出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。
社外取締役	沖 原 隆 宗	平成26年6月26日就任後に開催した取締役会11回の全てに出席し、主に金融機関の経営者としての見地から発言を行っております。
社外監査役	土 肥 孝 治	当事業年度に開催した取締役会13回のうち11回、また監査役会13回のうち11回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	森 下 洋 一	当事業年度に開催した取締役会13回および監査役会13回の全てに出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。
社外監査役	吉 村 元 志	当事業年度に開催した取締役会13回および監査役会13回の全てに出席し、地方行政経験者および企業経営者としての幅広い見地から発言を行っております。
社外監査役	榎 村 久 子	当事業年度に開催した取締役会13回のうち12回、また監査役会13回の全てに出席し、学識経験者としての幅広い見地から発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

- a. 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額 102百万円
- b. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 303百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、aの金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社である関電プラント株式会社の計算関係書類の監査は、監査法人浩陽会計社が行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「送配電部門収支計算書に係る超過利潤等管理表に対する合意された手続き業務」、「グループ会計方針統一に関するコンサルタント業務」および「経営管理の仕組みに関するアドバイザー業務」を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- a. 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、会計監査人の解任を相当と判断した場合には、監査役会は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。
- b. 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、または会計監査人としての信頼を損なう事情があることその他の事由により、会計監査人の解任または不再任を相当と判断した場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定します。

(注) 上記の方針は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されることを踏まえ、平成27年4月30日の監査役会において決議したものであります。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、上記の体制に関し、取締役会において次のとおり決議しております。

当社は、事業運営の透明性・健全性を確保しつつ、持続的な企業価値の向上を実現するため、次のとおり、業務の適正を確保するための体制を定め、これを実効性の高いものとするべく、継続的な改善に努めるものとする。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、常務会および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行うとともに、監査役、監査役会および会計監査人を置き、職務の執行が適法・適正かつ妥当であることを、それぞれの立場から確認する体制をコーポレート・ガバナンスの基本とする。

取締役は、「関西電力グループ経営ビジョン」および「関西電力グループC S R 行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従って、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践する。

取締役会は、経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、定期的に取締役の職務の執行状況等に関する報告を受け、取締役を監督する。

監査役は、取締役会などの重要な会議体に出席し、取締役から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、主要な事業所の業務および財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行う。

取締役会の監督機能および監査役会の監査機能をより強化するとともに、取締役の職務執行への助言を行うため、独立性を確保した社外取締役、社外監査役を、それぞれ複数名置く。

また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会などの会議体における議事録および業務決定文書等の職務の執行に係る情報について、法令および社内規程に基づき、適正に作成し、保存、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に伴うリスクについては、社内規程に基づき、業務執行箇所が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスクについては、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、業務執行箇所に対して、助言・指導を行う。

さらに、リスクを統括的に管理する委員会において、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行については、社内規程において、職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保する。

また、取締役会が決定した方針に基づく重要な業務の執行に関する事項について、役付取締役および役付執行役員により構成する常務会において、原則として毎週審議する。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「関西電力グループ経営ビジョン」および「関西電力グループC S R 行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、C S R およびコンプライアンスに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めることにより、使用人の職務の執行の法令等への適合を確保する。

また、使用人等から、コンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を置く。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保する。

(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、社内規程に基づき、子会社における自律的な管理体制の整備を支援、指導すること等により、当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する。

- a. 取締役は、子会社の取締役から定期的に経営状況その他の職務の執行に係る報告を受ける。
- b. 取締役は、子会社の事業活動に伴うリスクについて、子会社が自律的に管理することを基本としつつ、子会社のリスク管理を統括する箇所を定め、子会社の重要な決定への事前関与、経営状況の定期的な把握、リスク管理体制およびリスク管理状況の定期的な確認等を行い、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止し、またはこれを最小化するよう努める。

また、各子会社共通かつ重要なリスクについては、必要に応じて、当社にリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、子会社に対して、助言・指導を行うとともに、リスクを統括的に管理する委員会において、子会社の業務執行に伴うリスクを含め、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

- c. 取締役は、子会社の取締役の職務の執行について、子会社の社内規程において職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めさせることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保させる。
- d. 取締役は、子会社に対して「関西電力グループ経営ビジョン」および「関西電力グループC S R 行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、C S Rおよびコンプライアンスに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めるとともに、適切な体制を整備させることにより、子会社の取締役および使用人の職務の執行の法令等への適合を確保させる。

また、子会社の取締役および使用人から、コンプライアンス上疑義のある行為等について通報を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を置く。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保するとともに、子会社の取締役および使用人に対して確保させる。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

取締役は、監査役求めに応じて、監査役および監査役会の職務を補佐するために、監査実務、監査役会の運営等を担当する専任組織を設置し、必要な人員を配置する。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性の確保および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役および監査役会の職務を補佐する専任組織は、監査役直轄とする。

また、当該組織の使用人は、監査役の指示に従うとともに、取締役の指揮命令を受けず、当社グループの業務の執行に係るいかなる職位の兼務も行わない。当該使用人の配置、異動、評価に当たっては、監査役の意向を尊重する。

(9) 監査役への報告に関する体制

取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役、使用人または子会社のこれらの者から報告を受けた者は、社内規程に基づき、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは直ちに監査役に報告するとともに、経営、業績に係る重要事項、社内外への開示事項、重要な法令違反等の事実等について、監査役に報告する。

(10) **監査役への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

取締役は、社内規程に基づき、前項の報告を監査役に行った者に対する不利な取扱いの排除等を確保し、また子会社に対して確保させる。

(11) **監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

取締役は、社内規程に基づき、監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理等については、これを措置する。

(12) **その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

取締役および使用人は、社内規程に基づき、監査役による監査に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。

(13) **業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の確認に関する事項**

取締役は、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を定期的に監査するために内部監査組織を設置する。

また、社外の有識者の参加も得た委員会を置き、公正かつ専門的な立場から内部監査の適正性・有効性について審議する。

(注) 上記の体制は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されることを踏まえ、平成27年4月30日の取締役会において決議したものであります。

連 結 貸 借 対 照 表

平成27年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	6,829,544	固 定 負 債	5,215,173
電 気 事 業 固 定 資 産	3,499,414	社 債	1,300,759
水 力 発 電 設 備	299,325	長 期 借 入 金	2,225,950
汽 力 発 電 設 備	547,514	使用済燃料再処理等引当金	593,018
原 子 力 発 電 設 備	360,433	使用済燃料再処理等準備引当金	50,966
送 電 設 備	913,419	退職給付に係る負債	412,507
変 電 設 備	402,550	資 産 除 去 債 務	414,425
配 電 設 備	833,306	繰 延 税 金 負 債	380
業 務 設 備	117,117	そ の 他 の 固 定 負 債	217,165
その他の電気事業固定資産	25,747	流 動 負 債	1,459,294
そ の 他 の 固 定 資 産	666,886	1年以内に期限到来の固定負債	578,989
固 定 資 産 仮 勘 定	433,918	短 期 借 入 金	208,762
建設仮勘定及び除却仮勘定	405,822	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	175,532
原子力廃止関連仮勘定	28,095	未 払 税 金	60,757
核 燃 料	530,065	そ の 他 の 流 動 負 債	435,251
装 荷 核 燃 料	74,774	引 当 金	8,690
加 工 中 等 核 燃 料	455,290	渴 水 準 備 引 当 金	8,690
投 資 そ の 他 の 資 産	1,699,258	負 債 合 計	6,683,158
長 期 投 資	274,665	株 主 資 本	967,187
使用済燃料再処理等積立金	551,395	資 本 金	489,320
繰 延 税 金 資 産	496,791	資 本 剰 余 金	66,634
そ の 他 の 投 資 等	378,908	利 益 剰 余 金	507,562
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 2,501	自 己 株 式	△ 96,330
流 動 資 産	913,834	その他の包括利益累計額	68,851
現 金 及 び 預 金	158,278	その他有価証券評価差額金	71,293
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	230,692	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,696
短 期 投 資	160,863	為 替 換 算 調 整 勘 定	16,393
た な 卸 資 産	148,614	退職給付に係る調整累計額	△ 20,531
繰 延 税 金 資 産	50,353	少 数 株 主 持 分	24,181
そ の 他 の 流 動 資 産	167,119	純 資 産 合 計	1,060,219
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 2,087		
合 計	7,743,378	合 計	7,743,378

連結損益計算書

平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
営 業 費 用	3,484,630	営 業 収 益	3,406,030
電気事業営業費用	3,072,016	電気事業営業収益	2,939,651
その他事業営業費用	412,614	その他事業営業収益	466,378
営 業 損 失	(78,600)		
営 業 外 費 用	82,270	営 業 外 収 益	47,818
支 払 利 息	55,373	受 取 配 当 金	6,600
その他の営業外費用	26,896	受 取 利 息	9,091
		持分法による投資利益	10,061
		その他の営業外収益	22,065
当期経常費用合計	3,566,901	当期経常収益合計	3,453,848
当期経常損失	113,052		
繰上準備金引当又は取崩し	1,760		
繰上準備金引当	1,760		
税金等調整前当期純損失	114,812		
法 人 税 等	33,244		
法人税等	5,102		
法人税等調整額	28,142		
少数株主損益調整前当期純損失	148,057		
少数株主利益	317		
当期純損失	148,375		

連結株主資本等変動計算書

平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高 (百万円)	489,320	66,634	656,909	△ 96,292	1,116,572
会計方針の変更による 累積的影響額 (百万円)			△ 970		△ 970
会計方針の変更を 反映した当期首残高 (百万円)	489,320	66,634	655,939	△ 96,292	1,115,602
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額					
当 期 純 損 失			△ 148,375		△ 148,375
自 己 株 式 の 取 得				△ 40	△ 40
自 己 株 式 の 処 分		△ 1		3	1
利益剰余金から資本剰余金への振替		1	△ 1		—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当連結会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額合計 (百万円)	—	—	△ 148,377	△ 37	△ 148,415
当連結会計年度末残高 (百万円)	489,320	66,634	507,562	△ 96,330	967,187

	その他の包括利益累計額					少数株主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 損 益	延 滞 シ 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高 (百万円)	50,301	5,031		9,434	7,495	72,263	24,322 1,213,158
会計方針の変更による 累積的影響額 (百万円)							32 △ 937
会計方針の変更を 反映した当期首残高 (百万円)	50,301	5,031		9,434	7,495	72,263	24,355 1,212,221
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額							
当 期 純 損 失							△148,375
自 己 株 式 の 取 得							△ 40
自 己 株 式 の 処 分							1
利益剰余金から資本剰余金への振替							—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当連結会計年度変動額 (純額)	20,991	△ 3,335		6,958	△ 28,027	△ 3,411	△ 174 △ 3,586
当連結会計年度変動額合計 (百万円)	20,991	△ 3,335		6,958	△ 28,027	△ 3,411	△ 174 △152,001
当連結会計年度末残高 (百万円)	71,293	1,696		16,393	△ 20,531	68,851	24,181 1,060,219

貸 借 対 照 表

平成27年 3月31日現在

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	6,156,395	固 定 負 債	4,772,198
電 気 事 業 固 定 資 産	3,584,188	社 長 期 借 入 金	1,302,659
水 力 発 電 設 備	303,775	長 期 未 払 債 務	1,869,885
汽 力 発 電 設 備	549,312	リ ー ス 債 務	14,261
原 子 力 発 電 設 備	366,817	関 係 会 社 長 期 債 務	648
内 燃 力 発 電 設 備	6,325	退 職 給 付 引 当 金	15,590
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 設 備	1,884	使 用 済 燃 料 再 処 理 等 引 当 金	361,468
送 電 設 備	928,726	使 用 済 燃 料 再 処 理 等 準 備 引 当 金	593,018
変 電 設 備	409,120	資 産 除 去 債 務	50,966
配 電 設 備	883,147	雑 固 定 負 債	408,429
業 務 設 備	117,512	流 動 負 債	1,349,167
貸 付 設 備	17,565	1 年 以 内 に 期 限 到 来 の 固 定 負 債	505,936
附 帯 事 業 固 定 資 産	15,103	短 期 借 入 金	200,000
事 業 外 固 定 資 産	7,723	短 期 未 払 金	119,066
固 定 資 産 仮 勘 定	401,758	未 払 費 用	88,585
建 設 仮 勘 定	372,128	未 払 税 金	141,595
除 却 仮 勘 定	1,533	未 預 り 金	48,476
原 子 力 廃 止 関 連 仮 勘 定	28,095	関 係 会 社 短 期 債 務	24,084
核 心 燃 料	530,065	諸 前 受 金	154,406
装 荷 核 燃 料	74,774	雑 流 動 負 債	23,476
加 工 中 等 核 燃 料	455,290	引 当 金	43,540
投 資 そ の 他 の 資 産	1,617,556	引 当 金	8,690
長 期 投 資	180,575	負 債 合 計	6,130,057
関 係 会 社 長 期 投 資	429,317	株 主 資 本	589,485
使 用 済 燃 料 再 処 理 等 積 立 金	551,395	資 本 金	489,320
長 期 前 払 費 用	24,424	資 本 剰 余 金	67,031
繰 上 税 金 (資 産)	432,505	資 本 準 備 金	67,031
流 動 資 産 (貸 方)	△ 661	利 益 剰 余 金	129,357
流 動 資 産	612,538	利 益 準 備 金	122,330
現 金 及 び 預 金	72,372	そ の 他 利 益 剰 余 金	7,027
売 掛 金	175,434	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	2,130
未 収 入 金	24,192	繰 越 利 益 剰 余 金	4,896
短 期 投 資	160,000	自 己 株 式	△ 96,223
貯 蔵 品	100,177	評 価 ・ 換 算 差 額 等	49,391
前 払 費 用	1,040	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	50,602
関 係 会 社 短 期 債 権	11,228	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 1,210
繰 延 税 金 資 産	43,887	純 資 産 合 計	638,876
雑 流 動 資 産	25,985		
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 1,778		
合 計	6,768,934	合 計	6,768,934

損 益 計 算 書

平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
営 業 費 用	3,163,241	営 業 収 益	3,032,435
電 気 事 業 営 業 費 用	3,084,476	電 気 事 業 営 業 収 益	2,950,506
水 力 発 電 費	55,311	電 灯 料	1,129,114
汽 力 発 電 費	1,359,240	電 力 料	1,655,047
原 子 力 発 電 費	298,856	地 帯 間 販 売 電 力 料	11,973
内 燃 力 発 電 費	7,552	他 社 販 売 電 力 料	29,694
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 費	374	託 送 収 益	24,364
地 帯 間 購 入 電 力 料	71,500	事 業 者 間 精 算 収 益	872
他 社 購 入 電 力 料	499,607	再 エ ネ 特 措 法 交 付 金	68,602
送 電 費	152,945	電 気 事 業 雑 収 益	29,545
変 電 費	75,366	貸 付 設 備 収 益	1,292
配 電 費	182,244		
販 売 費	79,881		
貸 付 設 備 費	661		
一 般 管 理 費	133,725		
再 エ ネ 特 措 法 納 付 金	84,255		
電 源 開 発 促 進 税	52,653		
事 業 税	30,684		
電力費振替勘定(貸方)	△ 386		
附 帯 事 業 営 業 費 用	78,764	附 帯 事 業 営 業 収 益	81,928
蒸 気 供 給 事 業 営 業 費 用	784	蒸 気 供 給 事 業 営 業 収 益	1,063
ガ ス 供 給 事 業 営 業 費 用	73,050	ガ ス 供 給 事 業 営 業 収 益	73,433
燃 料 販 売 事 業 営 業 費 用	1,164	燃 料 販 売 事 業 営 業 収 益	1,232
その他附帯事業営業費用	3,764	その他附帯事業営業収益	6,199
営 業 損 失	(130,805)		
営 業 外 費 用	71,097	営 業 外 収 益	42,276
財 務 費 用	50,894	財 務 収 益	22,997
支 払 利 息	50,624	受 取 配 当 金	12,052
社 債 発 行 費	269	受 取 利 息	10,945
事 業 外 費 用	20,202	事 業 外 収 益	19,278
固 定 資 産 売 却 損 失	70	固 定 資 産 売 却 益	3,207
雑 損 失	20,131	雑 収 益	16,071
当 期 経 常 費 用 合 計	3,234,338	当 期 経 常 収 益 合 計	3,074,712
当 期 経 常 損 失	159,626		
渴 水 準 備 金 引 当 又 は 取 崩 し	1,760		
渴 水 準 備 金 引 当	1,760		
税 引 前 当 期 純 損 失	161,386		
法 人 税 等	15,335		
法 人 税 等	△ 6,193		
法 人 税 等 調 整 額	21,528		
当 期 純 損 失	176,721		

株主資本等変動計算書

平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 本 計 資 合
		資 本 準 備 金	その他本 資 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
					海 外 投 資 損 失 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当事業年度期首残高(百万円)	489,320	67,031	-	122,330	2,252	150,000	31,498	△ 96,186	766,246
当 事 業 年 度 変 動 額									
海外投資等損失準備金の取崩					△ 179		179		
税率変更による海外投資等 損 失 準 備 金 の 調 整 額					57		△ 57		-
別 途 積 立 金 の 取 崩						△150,000	150,000		-
当 期 純 損 失							△176,721		△176,721
自 己 株 式 の 取 得								△ 40	△ 40
自 己 株 式 の 処 分			△ 1					3	1
利益剰余金から資本剰余金への振替			1				△ 1		-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 事 業 年 度 変 動 額 (純 額)									
当事業年度変動額合計(百万円)	-	-	-	-	△ 121	△150,000	△ 26,601	△ 37	△176,760
当事業年度末残高(百万円)	489,320	67,031	-	122,330	2,130	-	4,896	△ 96,223	589,485

	評価・換算差額等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
当事業年度期首残高(百万円)	36,411	4,032	40,444	806,691
当 事 業 年 度 変 動 額				
海外投資等損失準備金の取崩				-
税率変更による海外投資等損失準備金の調整額				-
別途積立金の取崩				-
当 期 純 損 失				△176,721
自 己 株 式 の 取 得				△ 40
自 己 株 式 の 処 分				1
利益剰余金から資本剰余金への振替				-
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)	14,190	△ 5,243	8,946	8,946
当事業年度変動額合計(百万円)	14,190	△ 5,243	8,946	△167,814
当事業年度末残高(百万円)	50,602	△ 1,210	49,391	638,876

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

関西電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 脇 田 一 郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渡 邊 明 久 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関 口 浩 一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、関西電力株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施すること求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関西電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は廃止を決定した原子炉に関連する会計処理について、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成27年経済産業省令第10号）の施行日以降は、改正後の「電気事業会計規則」を適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

関西電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 脇 田 一 郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渡 邊 明 久 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関 口 浩 一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、関西電力株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は廃止を決定した原子炉に関連する会計処理について、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成27年経済産業省令第10号）の施行日以降は、改正後の「電気事業会計規則」を適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、監査計画および職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、有限責任監査法人トーマツ等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。あわせて、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づく体制（内部統制システム）の整備の状況を監視および検証しました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から随時その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムの整備に関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

平成27年5月18日

関西電力株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 神 野 榮 ㊟

常任監査役(常勤) 田 村 康 生 ㊟

常任監査役(常勤) 泉 正 博 ㊟

監 査 役 土 肥 孝 治 ㊟

監 査 役 森 下 洋 一 ㊟

監 査 役 吉 村 元 志 ㊟

監 査 役 榎 村 久 子 ㊟

(注)監査役土肥孝治、監査役森下洋一、監査役吉村元志および監査役榎村久子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

〈会社提案（第1号議案から第3号議案まで）〉

第1号議案から第3号議案までは、会社提案であります。

第1号議案 利益準備金の額の減少の件

当年度収支について、原子力プラントが稼働せず、火力燃料費の増加などにより当期純損失となったことから、欠損を填補し今後の資本政策に備えるため、会社法第448条第1項の規定に基づき、利益準備金の額を以下のとおり減少し、繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

- (1) 減少する利益準備金の額
89,196,408,629円
- (2) 利益準備金の額の減少がその効力を生じる日
平成27年6月25日

第2号議案 取締役全員任期満了につき16名選任の件

取締役全員（16名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役16名を選任したいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

氏名	生年	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
1	もり 森 しょう 詳 すけ 介 昭和15年8月6日	昭和38年4月 関西電力株式会社入社 平成元年6月 同社工務部長 平成2年12月 同社副支配人工務部長 平成6年6月 同社支配人企画室長 平成9年5月 同社支配人経営改革推進室長、企画室長 平成9年6月 同社取締役電力システム室長 平成11年6月 同社常務取締役 平成13年6月 同社取締役副社長 平成17年6月 同社取締役社長 平成20年6月 電気事業連合会会長 (平成22年6月 退任) 平成22年6月 関西電力株式会社取締役会長（現在に至る） 平成23年5月 公益社団法人関西経済連合会会長（現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 ・ANAホールディングス株式会社社外取締役 ・阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役 ・株式会社ロイヤルホテル社外取締役 ・公益社団法人関西経済連合会会長	56,739株	なし

氏 名	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
2 や ぎ まこと 八 木 誠 昭和24年10月13日	昭和47年 4 月 関西電力株式会社入社 平成11年 6 月 同社経営改革推進室プロジェクトマネ ジャー、工務部長 平成12年 6 月 同社電力システム事業本部工務グルー プチーフマネジャー 平成13年 6 月 同社支配人中央送変電建設事務所長 平成15年 6 月 同社支配人電力システム事業本部副事 業本部長 平成17年 6 月 同社取締役電力システム事業本部副事 業本部長 平成18年 6 月 同社常務取締役 平成21年 6 月 同社取締役副社長 平成22年 6 月 同社取締役社長（現在に至る） 平成23年 4 月 電気事業連合会会長（現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 ・日立造船株式会社社外監査役 ・電気事業連合会会長	30,900株	なし
3 い ごま まさ お 生 駒 昌 夫 昭和27年9月9日	昭和52年 4 月 関西電力株式会社入社 平成13年 6 月 同社電力システム事業本部工務グルー プチーフマネジャー 平成15年 6 月 同社支配人企画室国際担当 平成19年 6 月 同社常務取締役 平成23年 6 月 同社取締役副社長 平成25年 6 月 同社取締役副社長執行役員（現在に至る） 〔現在の担当〕 電力流通事業本部 グループ経営推進本部長 業務全般 〔重要な兼職の状況〕 ・東洋テック株式会社社外取締役	29,312株	なし
4 とよ まつ ひで き 豊 松 秀 己 昭和28年12月28日	昭和53年 4 月 関西電力株式会社入社 平成14年 6 月 同社原子力事業本部原子力企画グルー プチーフマネジャー 平成15年 6 月 同社支配人原子力事業本部副事業本部長（原子力企画、原子燃料担当） 平成17年 7 月 同社支配人原子力事業本部副事業本部長、原子燃料サイクル室長 平成18年 6 月 同社執行役員原子力事業本部副事業本部長、原子燃料サイクル室長 平成21年 6 月 同社常務取締役 平成23年 6 月 同社取締役副社長 平成25年 6 月 同社取締役副社長執行役員（現在に至る） 〔現在の担当〕 原子力事業本部長 〔重要な兼職の状況〕 ・株式会社きんでん社外監査役	20,600株	なし

氏 名	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
5 香川 次郎 昭和28年1月3日	昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成15年6月 同社お客さま本部営業計画グループ チーフマネジャー 平成16年6月 同社支配人人材活性化室長 平成18年6月 同社執行役員人材活性化室長 平成19年6月 同社執行役員お客さま本部副本部長、 リビング営業部門統括 平成21年6月 同社常務取締役 平成23年6月 同社取締役副社長 平成25年6月 同社取締役副社長執行役員（現在に至る） 〔現在の担当〕 総合企画本部（地域エネルギー部門） お客さま本部 業務全般	19,500株	なし
6 岩根 茂樹 昭和28年5月27日	昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成13年12月 同社燃料室燃料計画グループチーフ マネジャー 平成17年4月 同社支配人原子力保全改革推進室長 平成19年6月 同社執行役員企画室長 平成22年6月 同社常務取締役 平成24年4月 同社取締役副社長 平成25年6月 同社取締役副社長執行役員（現在に至る） 〔現在の担当〕 総合企画本部長 立地室担当 〔重要な兼職の状況〕 ・株式会社きんでん社外監査役	18,900株	なし
7 土井 義宏 昭和29年10月25日	昭和54年4月 関西電力株式会社入社 平成15年6月 同社お客さま本部ネットワーク技術グループ チーフマネジャー、お客さま本部マルチサー ビスネットワークグループチーフマネジャー 平成16年6月 同社お客さま本部ネットワーク技術グループ チーフマネジャー 平成17年6月 同社支配人人和歌山支店長 平成18年6月 同社執行役員和歌山支店長 平成19年6月 同社執行役員電力流通事業本部副事業 本部長、ネットワーク技術部門統括 平成21年6月 同社常務取締役 平成25年6月 同社取締役常務執行役員（現在に至る） 〔現在の担当〕 電力流通事業本部長、経営改革・IT 本部長 行為規制担当	15,180株	なし

氏 年 月 名 生	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
8 いわ 谷 まさ ひろ 岩 谷 全 啓 昭和27年11月7日	昭和52年 4 月 関西電力株式会社入社 平成13年 6 月 同社火力事業本部火力グループチーフ マネジャー 平成17年 6 月 同社支配人火力センター所長 平成18年 6 月 同社執行役員原子力事業本部副事業本 部長、火力事業本部副事業本部長 平成22年 6 月 同社常務取締役 平成25年 6 月 同社取締役常務執行役員（現在に至る） 〔現在の担当〕 火力事業本部長 環境室担当	9,600株	なし
9 や し ま やす ひろ 八 嶋 康 博 昭和28年9月21日	昭和52年 4 月 関西電力株式会社入社 平成14年12月 同社企画室企画グループチーフマネジャー 平成16年 6 月 同社企画室企画グループチーフマネジャー、 企画室取引管理グループチーフマネジャー 平成18年 6 月 同社燃料室長 平成20年 6 月 同社執行役員燃料室長 平成21年 6 月 同社執行役員地域共生・広報室長 平成23年 6 月 同社常務取締役 平成25年 6 月 同社取締役常務執行役員（現在に至る） 〔現在の担当〕 広報室担当、秘書室担当	20,200株	なし
10 すぎ もと やすし 杉 本 康 昭和30年4月23日	昭和53年 4 月 関西電力株式会社入社 平成18年 6 月 同社経理部長、企画室ⅠR推進プロ ジェクトチームチーフマネジャー 平成19年 6 月 同社執行役員東京支社長 平成22年 6 月 同社執行役員経理室長 平成26年 6 月 同社取締役常務執行役員（現在に至る） 〔現在の担当〕 原子燃料サイクル室担当（サイクル 事業）、経理室担当、購買室担当	17,400株	なし
11 かつ だ ひろ のり 勝 田 達 規 昭和28年1月8日	昭和52年 4 月 関西電力株式会社入社 平成12年10月 同社グループ経営推進室附株式会社 かんでんジョイライフ出向 平成17年 6 月 同社支配人グループ経営推進本部副本 部長（生活アムニティ担当） 平成18年 6 月 同社執行役員京都支店長 平成21年 6 月 同社執行役員総務室長 平成23年 6 月 同社常務執行役員総務室長 平成25年 6 月 同社常務執行役員総務室担当、経営監 査室担当（現在に至る）	8,710株	なし

氏 名	生 年 月 日	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
12	ゆ 湯 かわ ひで ひこ 川 英 彦 昭和30年3月25日	昭和55年4月 関西電力株式会社入社 平成13年6月 同社グループ経営推進室ⅠＴソリューションサービスグループチーフマネジャー 平成16年6月 同社経理室財務グループチーフマネジャー 平成19年6月 同社企画室国際担当室長 平成22年6月 同社執行役員企画室国際担当室長 平成23年6月 同社執行役員国際室長 平成25年6月 同社常務執行役員国際室担当（現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 ・ ケーピック・ネザーランド取締役	14,500株	なし
13	しら い りょう へい 白 井 良 平 昭和28年8月5日	昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成13年6月 同社火力事業本部管理グループチーフマネジャー 平成15年6月 同社支配人滋賀支店長 平成18年6月 同社支配人火力センター所長 平成19年6月 同社支配人原子力保全改革推進室長 平成21年6月 同社執行役員企画室ＣＳＲ・品質管理担当室長、原子力保全改革推進室長 平成22年6月 同社常務取締役 平成25年6月 同社取締役（現在に至る） 平成25年6月 株式会社関電エネルギーソリューション取締役社長（現在に至る）	25,200株	なし
14	いの うえ のり ゆき 井 上 礼 之 昭和10年3月17日	平成6年6月 ダイキン工業株式会社取締役社長 平成7年5月 同社取締役会長兼社長 平成8年6月 同社取締役社長 平成11年5月 社団法人関西経済同友会代表幹事（平成13年5月 退任） 平成13年5月 社団法人関西経済連合会副会長 平成14年6月 ダイキン工業株式会社取締役会長兼ＣＥＯ 平成15年6月 関西電力株式会社社外取締役（現在に至る） 平成23年4月 公益社団法人関西経済連合会副会長（現在に至る） 平成26年6月 ダイキン工業株式会社取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員（現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 ・ ダイキン工業株式会社取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員 ・ 阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役 ・ 公益社団法人関西経済連合会副会長	1,000株	なし

氏 名	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
15 おき ほん たか むね 沖 原 隆 宗 昭和26年7月11日	平成16年 5 月 株式会社ＵＦＪ銀行取締役頭取 平成16年 6 月 株式会社ＵＦＪホールディングス取締役 平成17年10月 株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ常務執行役員 (平成20年4月 退任) 平成18年 1 月 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行副頭取 平成20年 4 月 同社取締役副会長 平成22年 6 月 株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ取締役会長 (平成26年6月 退任) 平成23年 5 月 公益社団法人関西経済連合会副会長 (現在に至る) 平成26年 5 月 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行特別顧問 (現在に至る) 平成26年 6 月 関西電力株式会社社外取締役 (現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 ・株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行特別顧問 ・損害保険ジャパン日本興亜株式会社社外監査役 ・公益社団法人関西経済連合会副会長	なし	なし
16 こ ばやし てつ や 小 林 哲 也 昭和18年11月27日	平成17年 6 月 近畿日本鉄道株式会社専務取締役 平成19年 6 月 同社取締役社長 平成27年 4 月 近鉄グループホールディングス株式会 社取締役会長 (現在に至る) 平成27年 4 月 近畿日本鉄道株式会社取締役会長 (現 在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 ・近鉄グループホールディングス株式会 社取締役会長 ・近畿日本鉄道株式会社取締役会長 ・三重県観光開発株式会社取締役会長 ・近鉄不動産株式会社取締役会長 ・株式会社きんえい社外取締役 ・三重交通グループホールディングス株 式会社社外取締役 ・株式会社近鉄エクスプレス社外取締役 ・ＫＮＴ－ＣＴホールディングス株式会 社社外取締役 ・株式会社近鉄百貨店取締役会長	なし	なし

(注) 1. 井上礼之、沖原隆宗および小林哲也の各氏は、社外取締役候補者であります。

2. 社外取締役候補者とした理由は、次のとおりであります。

(1) 井上礼之氏は、空調機器や化学製品などの製造・販売をグローバルに展開しているダイキン工業株式会社の取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員や阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役に就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社経営に活かしていただけるものと考えております。

また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これら同氏の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断しております。

(2) 沖原隆宗氏は、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループの取締役会長や株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の取締役副会長など、銀行業務を中心とする金融サービスに係る事業をグローバルに展開している同グループにおいて、数々の要職を歴任している他、損害保険ジャパン日本興亜株式会社社外監査役に就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社経営に活かしていただけるものと考えております。

また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これら同氏の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断しております。

(3) 小林哲也氏は、鉄道事業を中心に、不動産事業、流通事業、ホテル・レジャー事業などを展開している近鉄グループにおいて、近鉄グループホールディングス株式会社の取締役会長や近畿日本鉄道株式会社の取締役会長に就任している他、三重交通グループホールディングス株式会社社外取締役、株式会社近鉄エクスプレス社外取締役およびＫＩＮＴ－ＣＴホールディングス株式会社社外取締役などに就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社経営に活かしていただけるものと考えております。

また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これら同氏の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断しております。

なお、各候補者が業務執行者である法人および業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、いずれも当社の連結売上高の１％未満であります。

3. 当社は、井上礼之、沖原隆宗の両氏を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。また、小林哲也氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の候補者であります。

4. 社外取締役候補者が過去５年間に他の株式会社の取締役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実は、次のとおりであります。

小林哲也氏が近畿日本鉄道株式会社の取締役として在任中の平成25年12月に、同社は、同社が運営し、同社子会社へその営業に関する一切を委託している旅館等およびホテル施設のメニュー等において、不当品類及び不当表示防止法に違反する表示があったことに関して、消費者庁長官から措置命令を受けました。

5. 社外取締役候補者が当社の社外取締役役に就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって、井上礼之氏は12年、沖原隆宗氏は1年であります。
6. 当社は、井上礼之、沖原隆宗の両氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、本議案において両氏の選任が可決された場合、当該契約を継続する予定であります。

また、小林哲也氏の選任が可決された場合、同氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役全員任期満了につき7名選任の件

監査役全員（7名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役7名を選任したいと存じます。

なお、本議案については、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 生	年 月 日	略 歴 (地位および重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
1	かん の さかえ 神 野 榮 昭和22年6月18日	昭和46年 4 月 関西電力株式会社入社 平成 8 年 6 月 同社関係事業部長 平成 9 年 5 月 同社経営改革推進室プロジェクトマネ ジャー、関係事業部長 平成11年 6 月 同社副支配人経営改革推進室プロジェクト マネジャー、グループ経営推進部長 平成12年 6 月 同社副支配人グループ経営推進室総括 グループチーフマネジャー 平成13年 6 月 同社支配人グループ経営推進室長 平成15年 6 月 同社常務取締役 平成19年 6 月 同社取締役副社長 平成23年 6 月 同社常任監査役（現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 ・コスモ石油株式会社社外監査役	41,100株	なし
2	た むら やす なり 田 村 康 生 昭和25年12月1日	昭和50年 4 月 関西電力株式会社入社 平成12年 6 月 同社経理室マネジャー 平成17年 6 月 同社支配人経理室長 平成18年 6 月 同社執行役員経理室長 平成22年 6 月 同社常任監査役（現在に至る）	16,100株	なし
3	いづみ まさ ひろ 泉 正 博 昭和28年8月27日	昭和51年 4 月 関西電力株式会社入社 平成18年 6 月 同社環境部長 平成20年 6 月 同社環境室長 平成22年 6 月 同社執行役員環境室長 平成23年 6 月 同社常任監査役（現在に至る）	14,100株	なし
4	ど ひ たか はる 土 肥 孝 治 昭和8年7月12日	平成 8 年 1 月 検事総長 （平成10年6月 退官） 平成10年 7 月 弁護士登録（現在に至る） 平成15年 6 月 関西電力株式会社社外監査役（現在に 至る） 〔重要な兼職の状況〕 ・弁護士 ・積水ハウス株式会社社外監査役 ・阪急阪神ホールディングス株式会社社 外監査役 ・阪急電鉄株式会社社外監査役 ・カワセコンピュータサプライ株式会社 社外監査役	なし	なし

氏 年 月 日	略 歴 (地位および重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
5 もり した よう いち 森 下 洋 一 昭和9年6月23日	平成5年2月 松下電器産業株式会社取締役社長 平成12年6月 同社取締役会長 平成15年6月 関西電力株式会社社外監査役（現在に至る） 平成18年6月 松下電器産業株式会社相談役 平成20年10月 パナソニック株式会社相談役（社名変更） 平成24年6月 同社特別顧問（現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 ・パナソニック株式会社特別顧問	なし	なし
6 まさ むら ひさ こ 横 村 久 子 昭和22年8月27日	平成5年4月 奈良文化女子短期大学教授 平成8年4月 奈良県立商科大学商学部教授 平成10年4月 奈良県立商科大学商学部教授、 同大学附属図書館長 平成12年4月 京都女子大学現代社会学部教授 平成16年4月 京都女子大学現代社会学部教授、 同大学院現代社会研究科教授 平成23年6月 関西電力株式会社社外監査役（現在に至る） 平成25年4月 京都女子大学宗教・文化研究所客員研究員（現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 ・京都女子大学宗教・文化研究所客員研究員	なし	なし
7 と いち つとむ 十 市 勉 昭和20年12月26日	平成13年6月 財団法人日本エネルギー経済研究所常務理事・首席研究員 平成18年6月 同研究所専務理事・首席研究員 平成23年6月 同研究所顧問 平成24年4月 一般財団法人日本エネルギー経済研究所顧問 平成25年6月 同研究所研究顧問（現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 ・一般財団法人日本エネルギー経済研究所研究顧問	なし	なし

(注) 1. 土肥孝治、森下洋一、横村久子および十市勉の各氏は、社外監査役候補者であります。

2. 社外監査役候補者とした理由は、次のとおりであります。

(1) 土肥孝治氏は、検事総長その他の要職を歴任し、現在は弁護士として活躍されるなど、法曹として経験豊富であり、その経験や識見を当社の監査に活かしていただけるものと考えております。

また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これら同氏の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外監査役として適任であると判断しております。

(2) 森下洋一氏は、家電機器や住宅関連機器などの製造・販売をグローバルに展開している松下電器産業株式会社（現・パナソニック株式会社）の取締役社長、取締役会長を歴任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社の監査に活かしていただけるものと考えております。

また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これら同氏の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外監査役として適任であると判断しております。

なお、同氏が特別顧問に就任しているパナソニック株式会社と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

(3) 榎村久子氏は、奈良県立商科大学教授や京都女子大学教授、同大学院教授を歴任し、現在は客員研究員として活躍されるなど、学識経験者として経験豊富であり、その経験や識見を当社の監査に活かしていただけるものと考えております。

また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これら同氏の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外監査役として適任であると判断しております。

(4) 十市勉氏は、エネルギー経済の動向やエネルギー政策などに関する調査・研究を行っている一般財団法人日本エネルギー経済研究所において、専務理事・首席研究員など数々の要職を歴任しており、研究者として経験豊富であり、その経験や識見を当社の監査に活かしていただけるものと考えております。

また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これら同氏の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外監査役として適任であると判断しております。

3. 当社は、土肥孝治、森下洋一および榎村久子の各氏を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。また、十市勉氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の候補者であります。

4. 社外監査役候補者が過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、次のとおりであります。

土肥孝治、榎村久子および十市勉の各氏を社外監査役候補者とした理由は、それぞれ上記2.のとおりであり、いずれも社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したものです。

5. 社外監査役候補者が当社の社外監査役に就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって、土肥孝治、森下洋一の両氏は12年、榎村久子氏は4年であります。

6. 当社は、土肥孝治、森下洋一および榎村久子の各氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、本議案において各氏の選任が可決された場合、当該契約を継続する予定であります。

また、十市勉氏の選任が可決された場合、同氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。

＜株主からのご提案全般に対する取締役会の意見＞

第4号議案から第25号議案までは、株主からのご提案によるものであります。取締役会としては、第4号議案から第25号議案までの全ての議案に反対いたします。

株主からのご提案は、原子力発電、原子燃料サイクル、電力システム改革およびCSRに関するものが多くを占めておりますが、これらについて、取締役会は次のとおり考えております。

原子力発電については、「安全確保」を大前提に、「エネルギーセキュリティの確保」、「経済性」および「地球環境問題への対応」の観点から、引き続き重要な電源として活用していく必要があること、また、国のエネルギー基本計画においても、「重要なベースロード電源」と位置づけられていることから、安全確保を大前提に、原子力発電を活用してまいります。あわせて、競争力のある火力電源の開発・導入、再生可能エネルギーの普及・拡大を推進してまいります。

原子力発電の安全性については、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた緊急対策に加え、安全対策を多段的に確保する深層防護の観点から、安全対策の強化を実施しており、原子力規制委員会において安全性が確認された原子力プラントについては、地元のみならずのご理解をいただきながら、早期に再稼働したいと考えております。

原子燃料サイクルについては、国のエネルギー基本計画において、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する原子燃料サイクルの推進を基本的方針とすることとされており、引き続き推進してまいります。

電力システム改革については、真にお客さまおよび株主のみなさまの利益につながる最適な電力システムの実現に向け、今後も、国等の検討に積極的に協力するとともに、この改革を実効的なものとするためには、技術的課題への対応や原子力をはじめとする事業環境の整備が必要と考えており、その検証と必要な措置を国等に対して引き続き求めていくとともに、これらの課題解決に最大限取り組んでまいります。また、平成28年4月に迫った電力小売全面自由化については、お客さまの選択肢拡大に資するものであり、徹底した経営効率化に加え、より付加価値の高いサービスのご提供や他エリアへの進出等を通じて、競争に打ち勝てる企業グループへと変革を進めてまいります。

CSRについては、「関西電力グループCSR行動憲章」において、「商品・サービスの安全かつ安定的なお届け」、「環境問題への先進的な取組み」、「地域社会の発展に向けた積極的な貢献」、「人権の尊重と良好な職場環境の構築」、「透明性の高い開かれた事業活動」および「コンプライアンスの徹底」の6つのCSR行動原則を掲げております。これらに基づき全ての事業活動を展開し、社会の一員としての責務を確実に果たすとともに、社会のみなさまから寄せられるご期待に誠実にお応えすることにより、社会の持続的発展に貢献し、みなさまからの信頼を確固たるものにしてまいりたいと考えております。

なお、株主からのご提案のうち、定款変更に関する議案の多くは業務執行に関するものでありますが、機動的かつ柔軟な事業運営を確保する観点から、具体的な業務執行については取締役会で適宜決定していくことが相当であり、定款で定めることは適当でないと考えます。

議案ごと取締役会の意見については、それぞれの議案の後に記載しております。

〈株主（36名）からのご提案（第4号議案から第9号議案まで）〉

第4号議案から第9号議案までは、株主（36名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（36名）の議決権の数は、598個であります。

第4号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

「第1章 総則」第2条中、「当社は、次の事業を営むことを目的とする。」を「当社は、持続可能で自足的なエネルギー利用を実現するため、化石燃料エネルギー・原子力エネルギーへの依存からの脱却を進めるとともに再生可能エネルギーを基盤とした省エネルギー型の電力システムを形成し、効率的なエネルギー・サービスを提供することを目的として、次の事業を営む。」に改める。

▼提案の理由

現在の持続不可能な生産・消費様式は転換を求められており、電力会社の責務は大きい。気候変動を防止するためには、化石燃料を使う火力発電を廃止する必要がある。原子力発電のリスクに対処するためには、これを廃止する必要がある。これらは、再生可能エネルギーを基盤としたエネルギー・システムと省エネルギー社会を実現することを求めている。そのための高度な電力システムの形成と技術的サービスが電力会社の使命である。

また、電力会社は電力を大量に売らなければならない様式から脱し、サービスの販売を中心とする必要がある。顧客の求めるものは電力そのものではなく、様々なサービスである。これらのサービスのより少ない環境負荷、資源消費での実現、顧客への提案も使命である。

現在の定款では事業目的を記す第2条は、事業目的ではなく、事業内容を列挙しているだけである。これに事業目的、ビジョンを入れることを提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（44頁）に記載のとおり、原子力発電については、火力発電や再生可能エネルギーとともに、引き続き活用してまいります。

また、ピーク電力抑制による負荷平準化などのエネルギーマネジメント活動やエネルギーの効率的利用に資する商品およびサービスメニューの開発、ご提案に加え、高効率、高品質、高信頼度の電力流通システムであるスマートグリッドの構築などにより、お客さまと社会の省エネルギーの実現に貢献してまいります。

第5号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

「第3章 株主総会」第19条を以下のとおり変更する。

第19条 株主総会における議事の経過及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に正確に記載又は記録し全面開示する。

▼提案の理由

これまでに開示されている議事録は、議事内容を要約したものを株主が文書として請求できるというものであり、株主総会における質疑応答や個別の発言は見ることができない。株主でない者は、要約でさえ見ることはできない。株主が総会で発言しても、そ

れが会社側に伝わっているのか、誤解されていないかを確認することは現在の議事録によってもできない。互いに発言した内容を確認できることは、よりよい討議をする上での基本的な条件である。そのため、議事録の全面開示を求めることを目的として本提案を行う。

なお、これまでの総会においては筆記による記録作成は行われており、こうした記録を無駄にせず活用するためにも、開示が求められる。議事録の公開は、株主以外の市民に対しても、健全な株主総会運営、会社統治が行われているかどうかの判断材料を提供し、市民の信頼を獲得していくことにもつながる。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、従来から、法令に従い、議事の経過の要領およびその結果を記載した株主総会議事録を適正に作成し、備え置いております。

第6号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「C S Rに基づく事業運営」の章を新設する。

第7章 C S Rに基づく事業運営

第43条 本会社の事業と社会をともに持続可能なものにし、あらゆる人々との共生、ならびに生態系との共生を図る。現在の人々だけでなく将来世代の人権、貧困からの自由、平和を守るという本会社の社会的責任を果たすためのマネジメントと対話に取り組む。このため必要な方針、目標を定め、定期的に見直すしくみをつくる。

▼提案の理由

気候変動の危険な影響を回避するためには、工業化以前（1850年頃）から2℃未満の平均気温上昇に抑制し、今世紀末までに世界の温室効果ガスの排出量をゼロに近づける必要がある。

現在、C S Rの方針としては「関西電力グループC S R行動憲章」、「関西電力グループC S R行動規範」が策定され、C S R進捗報告としてはグループ・レポートが発行されているものの、各取り組み項目において目標や目標達成を判断する基準が明確にされていないため、取り組みの評価の妥当性を判断できない。C S Rの本質は、事業の社会的影響を改善することと、利害関係者（事業により影響を受ける全ての人々：顧客、労働者、地域住民など）との対話であるが、いずれも評価と見直しが機能し、事業へ反映されなければ、改善を期待することもできない。行動憲章等を単なる題目に終わらせないためにも、C S Rの取り組みをマネジメントするしくみの導入を提案する。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社グループは、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（44頁）に記載のとおり、「関西電力グループC S R行動憲章」において、6つのC S R行動原則を掲げ、各取り組みを評価しながら全ての事業活動を展開しております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第7号議案 定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「C S Rに基づく事業運営」の章を新設する。

第7章 C S Rに基づく事業運営

第44条 本会社の社会的責任を果たすための対話の基礎として、情報開示を進める。
利害関係者の関心・意見を把握し、対話の質を評価・改善するしくみをつくる。

▼提案の理由

情報開示は対話の基礎である。電気料金の値上げをめぐり、燃料等費用計算、経営効率化、料金体系などに対し様々な疑問、意見が当社に対して出されている。例えば、消費者庁は「電気料金値上げに関するチェックポイント」（2015年2月24日）において、24項目を挙げ、説明を求めている。当社は、グループ・レポートの発行やウェブサイトでの情報発信、直接対話などに取り組んでいるものの、さらなる情報の開示や納得のできる説明を求める声は多い。これに対して、開示内容が法的要求を満たしていることでよしとしたり、自己満足的な情報開示に留まったりしては、利害関係者も納得できないし、信頼も獲得できない。そのため、利害関係者の関心・意見を把握しつつ対話の質を高めるしくみの導入を提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社グループは、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（44頁）に記載のとおり、「関西電力グループC S R行動憲章」において、「透明性の高い開かれた事業活動」をC S R行動原則の一つとして掲げ、記者発表やホームページなどを通じて積極的な情報開示を行うとともに、地域や社会のみなさまとの双方向のコミュニケーションの展開に努めております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第8号議案 定款一部変更の件(5)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「C S Rに基づく事業運営」の章を新設する。

第7章 C S Rに基づく事業運営

第45条 本会社の社会的責任を果たすための技術的・組織的基礎として、災害等に対して頑健な設備と事業体制づくり、人材の育成・定着と技術の開発・継承を進める。

▼提案の理由

当社では、設備の修繕費が2009年度には2,862億円であったが、2013年度には1,785億円へと約38%削減されている。この影響で、下請け会社の技能労働者が減っており、様々な工事が必要になった際に、十分な技能労働を得られなくなるという懸念が生じている。また、当社内でも、精神疾患が増加したり、若年の退職者が増加しているなど、人材の喪失が進んでいる。

支出を削減するためとはいえ、設備の形成・維持、人材育成などがおろそかになり、当社の技術的・組織的な基礎力までもが失われてしまえば、今後の電力自由化に伴う競争もより厳しいものとなり、社会の信頼を勝ち取ることもできない。労働者が不満や不安を抱えながらサービスしては、顧客を十分満足させることも困難である。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社グループは、電力の安定供給の責務を果たすため、安全や電気の品質・信頼度の確保を最優先とし、設備の保全に万全を期すために、必要な経営資源を投入しております。また、従業員のやる気・やりがいにも配慮しつつ、将来にわたる確実な業務遂行や技術・技能の継承・向上を図るため、グループ全体で人材育成を推進しております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第9号議案 定款一部変更の件(6)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第7章 CSRに基づく事業運営

第46条 本会社の事業が電力需要を喚起している側面、エネルギー・電力政策の形成に大きな影響を与えている側面を直視し、本会社の社会的責任を果たすため、省エネルギー社会づくりとこれに対応した事業を進める。

▼提案の理由

負荷の平準化のための夜間電力料金や、電化の推進などは、電力需要の拡大につながっている。他の事業分野においても、電気によるサービスが向上するほど電力需要が増えるという電気事業に宿命的な課題がある。しかし、当社は需要家に接する機会を持つが故に、需要家に対して、省エネルギーにつながる情報提供や提案をすることができる。

需要家に対しても、政府に対しても影響を与えているのならば、その影響を当社と社会が持続できる方向に変えていくことが求められる。政府のエネルギー政策に対しては、省エネルギーを推進することで電気事業者が利益を得られるしくみを求めていく必要がある。

環境・エネルギー問題についての市民の理解を広める役割についても、電力会社への期待は大きくなっている。省エネルギー社会の実現は、当社だけで取り組むものではなく、市民やNPOを味方につけながら、政府の政策にも働きかけていくことが求められる。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、省エネルギーやピーク電力抑制による負荷平準化などのエネルギーマネジメント活動やエネルギーの効率的利用に資する商品およびサービスメニューの開発、ご提案に取り組んでおります。また、自治体などの地域のみなさまが進めるスマートコミュニティづくりや再生可能エネルギーの開発に向けた取組みなどに参加しております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

〈株主（119名）からのご提案（第10号議案から第15号議案まで）〉

第10号議案から第15号議案までは、株主（119名）からのご提案によるものであります。
なお、提案株主（119名）の議決権の数は、1,036個であります。

第10号議案 取締役解任の件

▼提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役 八木 誠

▼提案の理由

- 1 福島原発事故が今なお継続し、被害が拡大する中で、高浜3・4号を筆頭に9基の原発を再稼働させ、日本そして世界をもっと汚染しようとすることは狂気の沙汰とは思われない。
- 2 3年に渡って株主総会で筆頭株主の大阪市を始めとする自治体や団体から「脱原発」への株主提案が多くなされ、たくさんの支持を得たが、まともな答弁もせず、全て無視して逆に「原発依存」を強化していること。
- 3 原発依存体質が、株価の暴落を招き、配当もなく、株主に多大な損害を与えていること。
- 4 経営環境の悪化を電気料金の値上げと従業員・下請け労働者の労働強化でしのぎ、一方で不必要な役員・顧問を多数かかえ不当に高い報酬を支払っていること。
- 5 2000年に決定、2010年完成予定だった『中間貯蔵施設』について、何の説明もないこと。
- 6 毎年の株主総会での指摘を無視し、多くの社員を地方議員として活動させ公益企業の信頼を大きく損なっていること。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

解任の対象とされている取締役は、当社事業発展のため他の取締役とも一致協力し、経営全般にわたる諸課題に全力を傾注して取り組み、取締役として法令および定款に従い、忠実にその職務を遂行しております。

したがって、解任を求められる事由はありません。

第11号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」に以下の条文を追加する。

（取締役の報酬の個別開示）

第31条の2 取締役の報酬は個別に開示する。

▼提案の理由

2013年度の値上げに際し、経済産業省に設置された電気料金審査専門小委員会の査定で、役員報酬は2013～15年度を通じて平均1800万円までしか原価算入を認めないとした。しかし、当社取締役の平均報酬は2014年12月まで2100万円で、再値上げに際しやっと1800万円に下げたが、個別の報酬金額は明らかにされていない。「経営全般のコスト削減」の実態は、社員の年取削減などにとどまり、後は全て消費者へ負担させている。2012年度決算は、売上2兆5207億円、純損失2729億円。2013年度決算は、売上2兆9582億円、純損失930億円だった。値上げ分を考えると2013年度決算は赤字を解消し

ていなければならなかった。2014年度決算も赤字であり、4期連続赤字の経営責任を問われて当然である。業績と取締役報酬は見合っているのか、報酬決定のプロセスは正しいのか、株主、消費者に開示することが必要である。

他の株主（2名）から同一の趣旨のご提案があります。なお、提案株主（2名）の議決権の数は、879,404個であります。

▼提案の理由

関西電力が脱原子力発電と安全性の確保、発送電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入、天然ガス火力発電所の新增設といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、安易な電気料金の値上げに繋がらないよう徹底したコスト削減を図ることはもとより、経営の透明性を一層高めることが必要である。また、平成25年5月からわずか2年で2度の大幅な電気料金値上げを実施することに対して、需要家へのコスト削減に関する説明責任を果たすために取締役の報酬に関する情報を個別に開示すべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

取締役および監査役に対する報酬、賞与については、株主総会の決議に基づき、取締役会の決議あるいは監査役協議により適正妥当な金額を決定しております。

当社としては、経営に係るコストとして取締役および監査役に支給される報酬等の総額を開示することが株主のみなさまにとって重要であると考えており、法令に従い、事業報告において役員報酬等の総額を開示しております。

このような取扱い、適法かつ一般的なものと考えております。

第12号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

「第5章 監査役及び監査役会」第32条を以下のとおり変更する。

第32条 本会社の監査役を3名とし、すべて社外監査役とする。

▼提案の理由

「現行の電気料金水準のままでは、平成27年度は5期連続の赤字。（中略）約5千億円にのぼる繰延税金資産の取崩しを余儀なくされかねず、平成27年度末において債務超過に陥る可能性も否定できません」

当社は2月、値上げ申請の際に消費者団体にこう説明した。関電の繰延税金資産は、平成21年度末には2841億円だった。毎年赤字を計上する中で、25年度末では約5千億円まで増えた。赤字決算が続くのであれば、本来取り崩すべき繰延税金資産を、どういう根拠でここまで増やしたのか。監査法人はなぜ取り崩しを提案しなかったのか。監査役はなぜここまで増やすことを認めたのか。当社の監査機能はまったく働かず、取締役会の方針をチェックできていない。当社は株主に対し、多額の繰延税金資産を抱えた経緯を説明する責任がある。

また動いてない他社の原発、再処理工場に費用を支払い続けることも監査役が止めさせるべきだ。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、監査役の定員枠を「7名以内」とし、その過半数に当たる4名を社外から選任し、経営全般について、多様な視点から公正な監査を実施しており、現状においては、これを変更する必要はないと考えております。

第13号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第8章 直接処分

(再処理禁止)

第47条 当社は使用済み核燃料を再処理せず、直接処分とする。

▼提案の理由

1993年に着工した六ヶ所村の再処理工場は、当初1997年完工予定だったが、昨年21回目の延期で、2016年に完工予定となった。敷地内活断層の現地調査など新規規制基準の審査が行われているが、審査に合格する見込みはたっていない。80kmに及ぶ海底活断層による地震や八甲田山の噴火の影響も心配だ。このまったく動かない再処理工場に、当社は毎年500億円を超える再処理費用を支払い続け、2014年度までの10年間で総額5296億円にもなった。

高レベル放射性廃棄物について、国は最終処分場の見込みがたたない状況から「(再処理をしないで)直接処分の調査研究を国が推進する」ことを閣議決定した。

当社は「再処理は国策だ」と高コストで危険な再処理を推進してきた。しかし赤字決算が続いて、積立金は底をつき、2度目の値上げを行うところまで追いつめられて、当社に余裕はまったくない。今すぐ再処理を放棄することを提案する。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

原子燃料サイクルについては、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」(44頁)に記載のとおり、資源の有効利用等の観点から、その推進が国の基本的方針とされており、引き続き推進してまいります。

第14号議案 定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第9章 顧問制度の廃止

第48条 顧問制度は廃止する。

▼提案の理由

現在、当社の顧問は7名計4000万円の報酬がある。2年前には14名計1億4000万円であった。これらの数字は当社電気料金値上げ申請時に明らかにされたものである。

株主総会で毎年顧問の氏名、個別の報酬額を質問してきたが、回答はいつも「若干名、相応の金額をお支払いしている」である。株主には公表しないが、現在、秘書3名、専用執務室4室、専用社用車4台を使用していると、2月2日電気料金審査専門小委員会で明らかにした。これが顧問への相応の対応か疑問である。元会長や社長が顧問職に付くと言われているが、過去の役員が後ろに控えていては、現役の役員が自由な経営方針

の転換、たとえば「脱原発」の経営方針に転換していくことを阻害しかねない。退任役員の覇権を防ぐためにも株主の前で氏名も報酬も仕事内容も公表できないような顧問制度は廃止すべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

顧問については、経営全般や特定の分野について専門的立場から有益な意見・助言をもらうほか、幅広い人脈を活かし、社外活動に従事するため、当社の業務運営上の必要性に応じて委嘱しているものであります。

第15号議案 定款一部変更の件(5)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第10章 脱原子力

第49条 当社は原子力発電を稼働しない。

▼提案の理由

平成26年度の東電と当社の決算内容を比べて驚くのは、福島原発事故を起こした東電が黒字で、当社が赤字だということだ。なぜこんな結果になったかという、東電が危機感を覚えて、徹底したコスト削減を行ったのに対して、当社は営業費用が大幅に増えたからだ。当社は原発が再稼働しないことを経営悪化の理由にして、普通の企業が危機に対して行うコスト削減をほとんど行っていないという驚くべき実態の結果が表れている。2016年に電力完全自由化を控え、電力業界は戦国時代を迎えようとしている。各電力会社は地域独占を越えた事業展開を工夫しているようだが、当社の取り組みが遅れを取っているのがとても気になる。原発を再稼働さえすれば黒字になると言い訳して、徹底したコスト削減をしない。こんな無策で無能な経営陣では、将来の経営に不安を覚える。まずは原発の再稼働を諦め、普通の会社として、当たり前のコスト削減に尽力することを提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（44頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用してまいります。

〈株主（２名）からのご提案（第16号議案から第19号議案まで）〉

第16号議案から第19号議案までは、株主（２名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（２名）の議決権の数は、879,404個であります。

第16号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

「第１章 総則」に以下の条文を追加する。

（経営の透明性の確保）

第５条の２ 当社は、可能な限り経営及び事業に関する情報開示をすることなどにより、需要家の信頼及び経営の透明性を確保する。

▼提案の理由

電力事業は、その公益性に鑑み、需要家の信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、経営及び事業に関する最大限の情報開示を行う必要がある。同時に、政治家及び政治的団体等への寄付等の便益供与や、例えば「原子力規制委員会」等に携わる研究者等に対する寄付等については一切行わないとともに、あわせて競争入札による調達価格の適正化に努めることを会社の方針として明確に示すことが必要である。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社グループは、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（44頁）に記載のとおり、「関西電力グループＣＳＲ行動憲章」において、「透明性の高い開かれた事業活動」をＣＳＲ行動原則の一つとして掲げ、記者発表やホームページなどを通じて情報を積極的にお届けしており、今後も引き続き情報開示に努めてまいります。

なお、本議案のような規定は、日経500種平均株価採用銘柄の各社の定款にも見当たらず、定款とは別に定めることが一般的な取扱いであると考えます。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第17号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第11章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（代替電源の確保）

第52条 当社は、原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーなどの飛躍的な導入による自立分散型電源の活用や天然ガス火力発電所の新增設など、多様なエネルギー源の導入により、新たな発電事業を積極的に推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担う。

▼提案の理由

脱原発に向けて原子力発電所を廃止するために、当面の対策として、電力需要抑制に向けた取組みの強化や他の電力会社からの電力融通などに加え、関西以外のＩＰＰ・コジェネ買取を含むM&Aの強化や天然ガス火力発電所の新增設等により供給力確保に最大限努めるとともに、再生可能エネルギーの飛躍的な導入など多様なエネルギー源の導入を図るべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（44頁）に記載のとおり、原子力発電については、火力発電や再生可能エネルギーとともに、引き続き活用してまいります。

火力発電については、姫路第二発電所における高効率LNGコンバインドサイクル発電方式への設備更新や、火力電源の入札などを実施するとともに、相生発電所および赤穂発電所において、より経済性に優れる天然ガスや石炭を利用するための設備の改造を計画しております。今後も、グループ全体で競争力のある火力電源の開発・導入を管内・管外において進めてまいります。再生可能エネルギーについても、エネルギーセキュリティや地球温暖化対策の観点から重要なエネルギーとして、引き続き普及・拡大を推進してまいります。

第18号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第11章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(事業形態の革新)

第53条 本会社は、電気事業を営むにあたって、多様な主体の自由・公正な競争により、原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図るため、必要な法制度の整備を国に要請し、可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。

▼提案の理由

脱原発の推進には、自由・公正な競争により多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図る必要がある。このため発電部門もしくは送配電部門の分離を速やかに進めるべきであり、国では平成27年4月に広域的運営推進機関を設立するとともに、平成28年度の電力小売りの全面自由化や最終段階である送配電部門の分離に向けた法制度の整備が行われたところである。

東京電力は平成28年4月から先行して実施することとしているが、可能なかぎり早期に持株会社設立と送配電部門の子会社化による法的分離を進め、発電会社からの独立性を確保しつつ、送配電会社としてのノウハウ蓄積と送配電網拡充等を行い、最終的には所有分離により中立的な系統運用を行う事業主体として確立させるなど、発送電分離に向けた事業形態の革新に取り組むべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（44頁）に記載のとおり、電力システム改革については、最適な電力システムの実現に向け、今後も、国等の検討に積極的に協力してまいります。また、この改革を実効的なものとするためには、「安定供給のしくみ・ルールの整備」、「電力需給状況の改善」、「原子力事業環境の整備」といった課題の解決が必要と考えており、その検証と必要な措置を国等に対して引き続き求めていくとともに、これらの課題解決に最大限取り組んでまいります。

第19号議案 定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第11章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(電力需要の抑制と新たなサービスの展開)

第54条 本会社は、経営体質の強化を図るため、スマートメーターの活用やデマンドレスポンスの実施などを通じて電力需要の抑制に努めるとともに、節電・省エネルギーの推進を契機とした新たなサービス事業を積極的に展開する。

▼提案の理由

本会社の経営体質を強化し、低廉で安定した電力供給を確保するためには、従業員数の削減はもとより、競争入札による調達価格の適正化や過剰な広報費の削減、不要資産売却等のほか、他の電力会社エリアへの小売進出等とともに、電力需要抑制のためにスマートメーター活用やデマンドレスポンス実施、リアルタイム市場創設やネガワット取引など、新たなサービス事業をより一層積極的に展開するべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、省エネルギーやピーク電力抑制による負荷平準化などのエネルギーマネジメント活動やエネルギーの効率的利用に資する商品およびサービスメニューの開発、ご提案に取り組んでおります。

具体的には、一般のご家庭を中心に、お客さまの電気ご使用状況の見える化サービス「はぴeみる電」の普及・拡大に取り組んでおります。また、法人のお客さまについても、需給調整契約等のデマンドレスポンスメニューを設定するとともに、エネルギー使用状況に応じた省エネルギーのコンサルティング等に取り組んでおります。

スマートメーターについては、平成26年度末時点において、総電力需要の7割超に相当する約400万台を導入しており、平成34年度末までに、全てのお客さまへの導入に向けた取組みを推進してまいります。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

〈株主（１名）からのご提案（第20号議案から第24号議案まで）〉

第20号議案から第24号議案までは、株主（１名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（１名）の議決権の数は、837,479個であります。

第20号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

「第１章 総則」に以下の条文を追加する。

（再就職受入の制限）

第５条の３ 取締役及び従業員等について、国等からの再就職の受け入れはこれを行わない。

▼提案の理由

電力事業は、その公益性に鑑み、需要家の信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、取締役のみならず従業員等についても、国等の公務員の再就職受入や顧問等その他の名目での報酬支払いは行わないこととすべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、経営環境や経営課題等から、当社の経営を担うにふさわしい取締役候補者を決定し、株主総会にてご承認いただいております。

また、従業員等についても、高度な専門性や知見が必要とされる分野において、求められる要件を個別具体的に設定したうえで、その要件を満たす人材を募集し、厳正なる選考のうえ、採用しております。

第21号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

「第４章 取締役及び取締役会」第20条を以下の通り変更する。

（取締役の定員）

第20条 本会社の取締役は10名以内とする。

▼提案の理由

関西電力が脱原子力発電と安全性の確保、発送電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入、天然ガス火力発電所の新增設といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためにも、経営陣の刷新を図り、徹底したコスト削減と経営の機動性を高めることが必要である。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社はこれまで、取締役数の削減による取締役会の活性化を図るとともに、複数の社外取締役を登用することにより監督機能を強化してまいりました。

現在、電力の需給、事業の収支ともに厳しい状況が続いており、また、平成28年４月に迫った電力小売全面自由化等により、本格的な競争時代が始まろうとしております。こうした中、さらなる徹底した経営効率化等による黒字構造への転換、総合エネルギー事業の展開、情報通信事業や国際事業等における収益拡大、ＣＳＲを基軸とした経営の実践などに取り組んでまいります。

これら多くの経営課題に対処していくため、現状においては、取締役の定員枠を変更する必要はないと考えております。

第22号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第11章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(脱原発と安全性の確保)

第50条 本会社は、次の各号の要件を満たさない限り、原子力発電所を稼働しない。

- (1) 論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策
 - (2) 原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設
 - (3) 使用済み核燃料の最終処分方法の確立
- 2 本会社は、脱原発社会の構築に貢献するため、可及的速やかに全ての原子力発電所を廃止する。
- 3 前項の規定により原子力発電所が廃止されるまでの間においては、他の電力会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達により供給力の確保に努めるとともに、電力需要を厳密に予測し、真に需要が供給を上回ることが確実となる場合においてのみ、必要最低限の能力、期間について原子力発電所の安定的稼働を検討する。

▼提案の理由

関電の原発にシビアアクシデントが発生すると、関西に留まらず広範囲に回復不可能な甚大な被害が想定される。このような原発の継続は株主利益を著しく棄損するだけでなく、将来に過大な負担を残す恐れがあるため、今後国民的議論を経て脱原発に向けた方針を確立すべきである。関電は今後の国などの政策動向に係わらず、脱原発に向け速やかに原発を廃止すべきであり、供給計画も原発が稼働しない前提で定めるべきである。このため、電力需要抑制に向けた取組みを強化し当面は他の電力会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達に努めるべきである。なお、厳密な需給予測のうえ必要最低限の範囲で原発を稼働させる場合であっても、再稼働判断及び安全確保について国の責任体制が明確になった上で、論理的に想定される遍く事象についての万全の安全対策や有限責任の損害賠償制度、使用済み核燃料の最終処分方法の確立等極めて厳格な稼働条件を設定すべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（44頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用してまいります。

原子力発電所の事故による賠償については、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づいて、事業者間の相互扶助により資金を拠出し合って積立金として備え、巨額の損害リスクを低減するしくみが構築されております。なお、同法の見直しに当たっては、国の負担のあり方を一層明確化していただくよう求めてまいります。

使用済燃料から発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分については、エネルギー基本計画において、国が前面に立って取り組むという方針が示され、国において処分地選定に向けた検討が進められております。当社としても、国および事業の実施主体である原子力発電環境整備機構（NUMO）と連携してまいります。

第23号議案 定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第11章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新 (安全文化の醸成)

第55条 本会社は、原子力発電に関する安全の確保について、日常的に個々の社員が真剣に考え、活発に議論することを通じて、その質をより高め続けることのできる職場風土の醸成を図る。

▼提案の理由

原子力発電に関する安全確保の最終的な要素は、職員一人一人が安全性について常に自ら問い、疑問を公式、非公式に拘わらずどのような場でも臆せず議論できる健全な職場環境であるが、こうした職場環境を醸成することは経営者の責任であることから、こうした内容を定款に規定することにより、経営者の努力義務を明らかにすべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、平成16年8月の美浜発電所3号機事故をはじめとする事故・災害の教訓を通じて、安全は全ての事業活動の根幹であるとともに、社会から信頼を賜わる源であると考え、経営の最優先課題として掲げ、一人ひとりがそれぞれの職場において安全最優先の行動を徹底し、安全文化の醸成に取り組んでおります。

平成26年8月には、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を通じて、将来世代まで引き継いでいく原子力安全に係る理念を社内規程として明文化したうえで、原子力安全に関する取組みを実践するなど、安全文化の発展に努めております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第24号議案 取締役1名選任の件

▼提案の内容

河合弘之を社外取締役に選任する。社外取締役候補者河合弘之の略歴等は以下のとおりである。

河合弘之（昭和19年4月18日生）

略歴等

昭和45年4月 弁護士登録

平成3年6月 さくら共同法律事務所（現在に至る）

平成23年7月 脱原発弁護士全国連絡会共同代表（現在に至る）

平成24年2月 大阪府特別参与並びに大阪市特別参与

所有する当社普通株式の数 100株

▼提案の理由

脱原発と代替電源の確保、発送電分離といった電力システム改革やデマンドレスポンスなどの新たな電力市場形成など、直面する多くの課題に対応するために経営方針の大転換を図る必要がある。特に原発事業について、再稼働判断や安全確保についての国の責任体制が明確になっていない状況のもとで、関電が適切に今後の脱原発に向けた経営判断を行うために、原子力行政に関する法的な知見を有する人材が求められるところで

ある。河合弘之氏は、浜岡原発や福島原発、大飯原発など全国の脱原発訴訟を数多く担当し、今後の脱原発に向けた取組みを進めるうえで必要かつ十分な経験と見識を備えている。また、ダグラス・グラマン事件やイトマン事件など数多くの企業訴訟を担当し、企業経営における法的リスク管理について熟知している。以上の理由により、河合弘之氏を社外取締役として選任するものである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

現下の経営課題に対処していくため、当社の取締役としてふさわしい能力、経験、識見等を有する社外取締役候補者を含めた16名の候補者の選任を第2号議案として提案させていただいており、この会社提案が最適と考えております。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（44頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用していくこととしておりますが、河合弘之氏は、脱原発弁護団全国連絡会共同代表として、全国の原子力発電所の運転差止めに係る訴訟等に携わるなど、脱原発を目指した活動を行っておられます。

また、当社との間で、高浜発電所3、4号機等の運転差止仮処分の申立てをはじめ、原子力発電所の運転差止めに係る訴訟等4件の原告代理人等を務められており、特別の利害関係を有しております。

このようなことから、河合弘之氏は、当社の社外取締役として不適任であると考えます。

〈株主（１名）からのご提案（第25号議案）〉

第25号議案は、株主（１名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（１名）の議決権の数は、41,925個であります。

第25号議案 定款一部変更の件

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第11章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（脱原発依存と安全性の確保）

第51条 本会社は、原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築する。

２ 前項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の火力発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行うものとする。

▼提案の理由

平成23年３月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の深刻な事故を踏まえれば、ひとたび原子力発電所で大事故が発生すれば、市民生活や経済活動への影響は過酷なものとなることは明らかであり、原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築していく必要がある。第１項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の火力発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力規制委員会の規制基準を厳格に適用することはもとより、更なる原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行う必要がある。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（44頁）に記載のとおり、原子力発電については、火力発電や再生可能エネルギーとともに、引き続き活用してまいります。原子力規制委員会において安全性が確認された原子力プラントについては、地元のみなさまのご理解をいただきながら、早期に再稼働したいと考えております。

火力発電については、姫路第二発電所における高効率LNGコンバインドサイクル発電方式への設備更新や、火力電源の入札などを実施するとともに、相生発電所および赤穂発電所において、より経済性に優れる天然ガスや石炭を利用するための設備の改造を計画しております。今後も、グループ全体で競争力のある火力電源の開発・導入を管内・管外において進めてまいります。再生可能エネルギーについても、エネルギーセキュリティや地球温暖化対策の観点から重要なエネルギーとして、引き続き普及・拡大を推進してまいります。

さらに、お客さまの省エネルギー実現に向けたエネルギーマネジメント活動の推進等にも取り組んでまいります。

以 上

【議決権の行使についてのご案内】

1. ご出席いただけない場合の議決権の行使

株主総会にご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら、33頁から60頁の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。以下、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

(1) 書面による議決権の行使

- a. 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
- b. 書面による議決権の行使は、株主総会前日（平成27年6月24日（水曜日））の午後5時30分到着分までの受付とさせていただきます。

(2) インターネット等による議決権の行使

インターネット等により議決権を行使される場合は、次頁の「インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

2. 代理人による議決権の行使

株主総会にご出席いただけない場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

3. 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使は、他人のために株式を有する株主の方に限らせていただきますが、行使に当たっては、株主総会日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨およびその理由を記載した書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権の行使について

(1) 議決権行使サイトのご案内

a. 当社の指定する議決権行使サイト：<http://www.evotep.jp/>

b. 利用環境の制限

当サイトは、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話サービス（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）を用いたインターネットのみでご利用いただけます。

なお、当サイトをご利用いただく際のプロバイダへのダイヤルアップ接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。

〔携帯電話について〕

上記サービスが利用可能の場合であっても、携帯電話の機種によっては、ご利用できない場合がございます。（セキュリティ確保のため、SSL通信（暗号化通信）および携帯電話情報送信が可能な機種のみ対応しております。）

（注）「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) 議決権行使期限

株主総会前日（平成27年6月24日（水曜日））の午後5時30分まで受付させていただきます。

なお、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

(3) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

a. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合

到着日時を問わずインターネットによる行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

b. インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合

最後に行われた行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

(4) 「ログインID」および「仮パスワード」についてのご注意

a. 「ログインID」および「仮パスワード」の記載場所

同封の議決権行使書用紙に記載しております。

b. パスワードの変更について

株主さま以外の第三者による不正アクセス（いわゆる「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更をお願いすることになります。

システムに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話：0120-173-027（受付時間9：00～21：00、通話料無料）

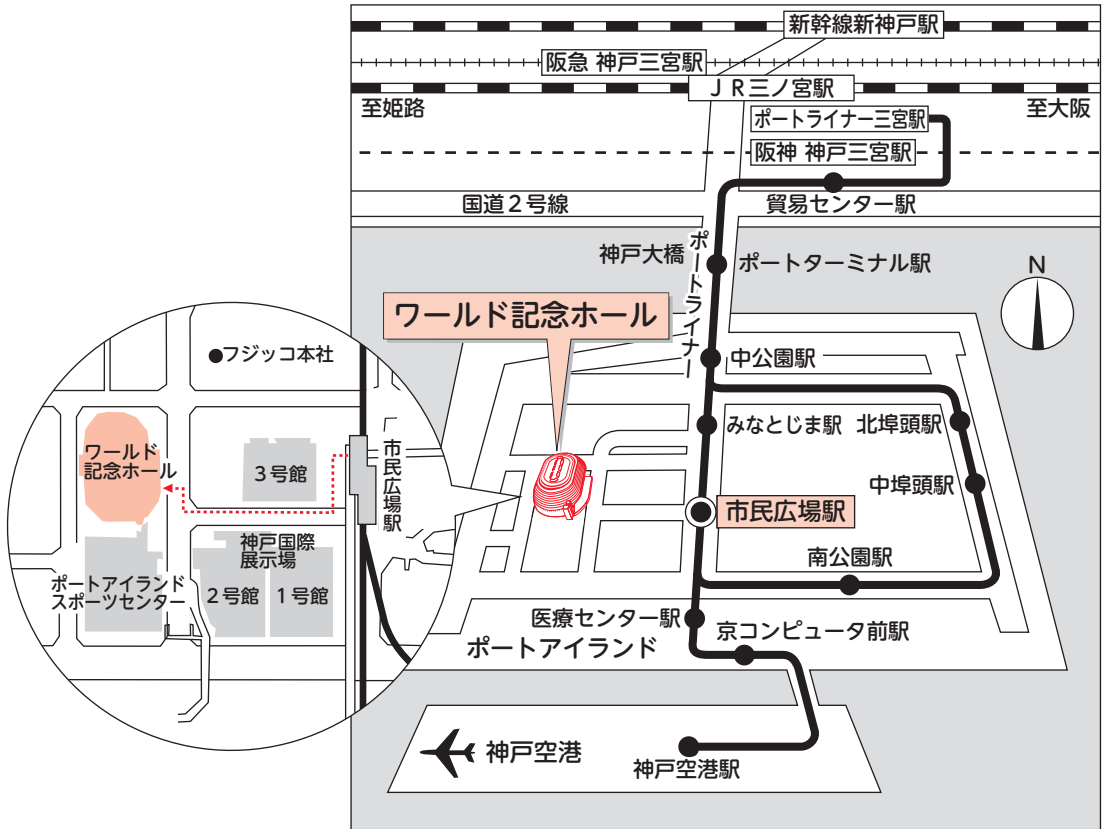
2. 議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームにより議決権を行使することができます。

以上

<株主総会会場ご案内>

神戸市中央区港島中町6丁目12番地の2
会 場 **ワールド記念ホール**



○会場には駐車場、駐輪場がございませんので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。

■最寄り駅：神戸新交通ポートライナー「市民広場（コンベンションセンター）」駅から、西へ徒歩約3分

※ポートライナー「三宮」駅から所要約10分

※<神戸空港方面行>、<北埠頭方面行>、<中埠頭方面行>のいずれにご乗車されましても、「市民広場（コンベンションセンター）」駅にて下車いただけます。



法令および定款に基づくインターネット開示事項

連 結 注 記 表 個 別 注 記 表

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

関西電力株式会社

上記の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主のみなさまにご提供しております。

連 結 注 記 表

平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	全子会社 62社
主要な連結子会社の名称	(株)ケイ・オプティコム、(株)関電エネルギーソリューション、 関電不動産(株)、(株)かんでんエンジニアリング、(株)日本ネット ワークサポート、関電プラント(株)、(株)ニュージェック、M I D都市開発(株)、M I Dファシリティマネジメント(株)、関電シ ステムソリューションズ(株)、(株)環境総合テクノス、関電サー ビス(株)、(株)関電パワーテック、(株)関電 L & A

当連結会計年度中の新規設立により3社を、株式の取得により1社を、それぞれ新たに連結の範囲に含めている。

また、当連結会計年度中の合併により1社を連結の範囲から除外している。

(2) 持分法の適用に関する事項

a. 持分法を適用した関連会社

関連会社の数	4社
会社の名称	日本原燃(株)、(株)きんでん、(株)エネゲート、サンロケ・パワー・ コーポレーション

b. 持分法を適用しない関連会社

主要な会社等の名称 日本原子力発電(株)

持分法を適用しない関連会社は、それぞれ連結純損益および連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しい。

(3) 会計処理基準に関する事項

a. 重要な資産の評価基準および評価方法

(a) 有価証券

満期保有目的債券	償却原価法
その他有価証券	時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資 産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法に より算定している。）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

(b) たな卸資産	主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の 低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）
-----------	--

b. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定率法、無形固定資産は定額法によっている。

c. 重要な引当金の計上基準

(a) 使用済燃料再処理等引当金

再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する当該使用済燃料の量に応じて現価方式（割引率1.5%）により計上している。

なお、平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異（「電気事業会計規則の一部を改正する省令」（平成17年経済産業省令第92号）附則第2条に定める金額）312,810百万円については、平成17年度から15年間にわたり計上することとしており、当連結

会計年度末における未認識の引当金計上基準変更に伴う差異は103,691百万円である。

また、電気事業会計規則取扱要領第81の規定により、翌連結会計年度に適用される割引率等の諸元を用いて計算した当連結会計年度末の見積差異181,271百万円については、翌連結会計年度から再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の発生期間にわたり計上することとしている。

(b) 使用済燃料再処理等準備引当金

再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する当該使用済燃料の量に応じて現価方式（割引率4％）により計上している。

d. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(a) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用化の方法

「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用し、原子力発電設備のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産については、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）により費用化している。

なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は、原子力発電施設解体費の総見積額を基準として計上している。

(b) 原子力廃止関連仮勘定の償却方法

原子力廃止関連仮勘定は、電気事業会計規則第28条の2の規定による経済産業大臣の承認日以降、料金回収に応じて償却することとしている。

(c) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に充てるため、将来の退職給付見込額を基礎とした現価方式による退職給付債務の額（一部の連結子会社は年金資産の評価額を控除した額）を退職給付に係る負債に計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として3年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として3年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により按分した額をそれぞれ発生する翌連結会計年度（一部の連結子会社は発生する当連結会計年度）から費用処理することとしている。

(d) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(e) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 廃止を決定した原子炉に関連する会計処理の適用

「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成27年経済産業省令第10号 以下「改正省令」という。）により、「電気事業会計規則」が改正されたため、改正省令の施行日（平成27年3月13日）以降は、エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合において、当該原子炉に係る原子力発電設備（原子炉の廃止に必要な固定資産、原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産及び資産除去債務相当資産を除く。）、当該原子力発電設備に係る建設仮勘定及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。以下「原子力発電設備等簿価」という。）並びに当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等費及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額（以下「原子力廃止関連費用相当額」という。）については、経済産業大臣の承認に係る申請書を提出のうえ、原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することが可能となった。また、振り替え、又は計

上した原子力廃止関連返却金は、同承認を受けた日以降、料金回収に応じて、原子力廃止関連返却金償却費により償却することとされた。

これに伴い、当連結会計年度において、廃炉を決定した美浜発電所1、2号機に係る原子力発電設備等簿価20,346百万円および原子力廃止関連費用相当額7,749百万円を対象とし、平成27年3月17日に経済産業大臣の承認に係る申請書の提出を行ったため、原子力廃止関連返却金に28,095百万円を振り替え、又は計上している。

これにより、税金等調整前当期純損失は28,095百万円減少している。

なお、美浜発電所1、2号機に係る原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産については、当連結会計年度末の原子力発電設備に含まれている。

(2) 退職給付に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更している。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

これによる連結計算書類に与える影響は軽微である。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

- a. 当社の財産は、社債および㈱日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債	1,530,559百万円
㈱日本政策投資銀行からの借入金	362,393百万円

- b. 連結子会社において担保に供している資産

その他の固定資産	21,285百万円
現金及び預金	5百万円
たな卸資産	1,085百万円

上記資産を担保としている債務

長期借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）	6,006百万円
支払手形及び買掛金	1,088百万円
その他の流動負債	1,051百万円

- c. 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産

その他の投資等	19,769百万円
その他の流動資産	80百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

11,420,755百万円

(3) たな卸資産の内訳科目および金額

商品及び製品	5,584百万円
仕掛品	6,007百万円
原材料及び貯蔵品	108,390百万円
販売用不動産	28,632百万円

(4) 保証債務

社債に対する保証債務

日本原燃㈱

5,397百万円

借入金等に対する保証債務

日本原燃㈱

191,077百万円

日本原子力発電㈱

41,652百万円

イクシス・エルエヌジー・プロプライアットリー・リミテッド

23,149百万円

ブルーウォーターズ・パワー・プロプライアットリー・リミテッド

2,840百万円

ロジャナ・パワー・カンパニー・リミテッド

735百万円

提携住宅ローン利用顧客

2,078百万円

その他

1百万円

(5) 会社法以外の法令の規定による引当金

渇水準備引当金

電気事業法第36条の規定により計上している。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

938,733,028株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、電気事業等を行うための設備投資や債務償還などに必要な資金を可能な限り自己資金にて賄い、不足する資金については主に社債や借入金によって資金調達を行い、短期的な運転資金をコマーシャル・ペーパー等により調達している。また、資金運用については短期的な預金等で実施している。

資金調達にあたっては、円貨建て及び固定金利のものを主としているが、一部については外貨建てもしくは変動金利のものを調達し、償還年限については、金融環境などを総合的に勘案し決定している。

また、有価証券及び投資有価証券については、主に電気事業の運営上必要な株式や譲渡性預金等を保有しており、使用済燃料再処理等積立金については、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」等の法令に従い、使用済燃料の再処理等に係る費用の積立て・取戻しを行っている。

デリバティブ取引については、リスクを回避するために利用しており、投機目的の取引は行っていない。

受取手形及び売掛金の大部分を占める電気料金債権は、毎月検針後、30日以内にほとんどが回収される。

有価証券及び投資有価証券のうち、株式については、事業運営上の必要性の観点に加え、時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を定期的に見直ししている。

支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日である。また、その一部には、燃料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、原則として先物為替予約を利用して為替変動リスクをヘッジしている。

借入金のうち、変動金利の長期借入金の一部については、金利の変動リスクをヘッジするために、金利スワップ取引を利用している。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
資産			
a. 有価証券及び投資有価証券(*1)	285,085	285,267	182
b. 使用済燃料再処理等積立金	551,395	551,395	—
c. 現金及び預金	158,278	158,278	—
d. 受取手形及び売掛金	230,692	230,692	—
負債			
e. 社債(*2)	1,530,559	1,574,661	44,101
f. 長期借入金(*2、3)	2,573,017	2,651,221	78,203
g. 短期借入金(*4)	211,679	211,679	—
h. 支払手形及び買掛金	175,532	175,532	—
i. 未払税金	60,757	60,757	—
j. デリバティブ取引(*5)	△ 2,579	△ 2,579	—

(*1) 連結貸借対照表上「長期投資」、「短期投資」および「その他の流動資産」に計上している。

(*2) 連結貸借対照表上「1年以内に期限到来の固定負債」に計上しているものを含めている。

(*3) 連結貸借対照表上「その他の固定負債」および「その他の流動負債」に計上している関連会社からの借入金を含めている。

(*4) 連結貸借対照表上「その他の流動負債」に計上している関連会社からの借入金を含めている。

(*5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

a. 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

b. 使用済燃料再処理等積立金

これは、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」に基づき拠出した金銭である。

この取戻しにあたっては、経済産業大臣が承認した使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関する計画に従う必要があり、この帳簿価額は、当連結会計年度末現在における当該計画の将来取戻し予定額の現価相当額に基づいていることから、時価は当該帳簿価額によっている。

c. 現金及び預金、並びに d. 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

e. 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっている。

f. 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。

なお、金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（下記「j. デリバティブ取引」参照）については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。

g. 短期借入金、h. 支払手形及び買掛金、並びに i. 未払税金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

j. デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格によっている。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。（上記「f. 長期借入金」参照）

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額73,757百万円）、出資証券等（連結貸借対照表計上額3,196百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「a. 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,159円53銭

(2) 1株当たり当期純損失

166円 6銭

7. その他の注記

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は前連結会計年度から変更されている。

これにより、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は34,854百万円減少し、法人税等調整額は35,971百万円、その他の包括利益累計額は1,119百万円それぞれ増加している。

個 別 注 記 表

平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

- a. 有価証券
子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法
その他有価証券 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）
時価のないもの
移動平均法による原価法
- b. たな卸資産
貯蔵品（石炭、燃料油、ガスおよび一般貯蔵品） 総平均法（一部は移動平均法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）
貯蔵品（特殊品） 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- a. 有形固定資産 法人税法に規定する方法と同一の基準に基づく定率法
- b. 無形固定資産 法人税法に規定する方法と同一の基準に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

- a. 退職給付引当金
退職給付に充てるため、将来の退職給付見込額を基礎とした現価方式による額を計上している。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしている。
- b. 使用済燃料再処理等引当金
再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する当該使用済燃料の量に応じて現価方式（割引率1.5%）により計上している。
なお、平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異（「電気事業会計規則の一部を改正する省令」（平成17年経済産業省令第92号）附則第2条に定める金額）312,810百万円については、平成17年度から15年間にわたり計上することとしており、当事業年度末における未認識の引当金計上基準変更に伴う差異は103,691百万円である。
また、電気事業会計規則取扱要領第81の規定により、翌事業年度に適用される割引率等の諸元を用いて計算した当事業年度末の見積差異181,271百万円については、翌事業年度から再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の発生期間にわたり計上することとしている。
- c. 使用済燃料再処理等準備引当金
再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する当該使用済燃料の量に応じて現価方式（割引率4%）により計上している。

(4) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

- a. 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用化の方法
「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用し、原子力発電設備のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産については、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）により費用化している。
なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は、原子力発電施設解体費の総見積額を基準として計上している。
- b. 原子力廃止関連仮勘定の償却方法
原子力廃止関連仮勘定は、電気事業会計規則第28条の2の規定による経済産業大臣の承認日以降、料金回収に応じて償却することとしている。
- c. 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。
- d. 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。
- e. 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用している。

(5) 会計方針の変更

- a. 廃止を決定した原子炉に関連する会計処理の適用
「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成27年経済産業省令第10号 以下「改正省令」という。）により、「電気事業会計規則」が改正されたため、改正省令の施行日（平成27年3月13日）以降は、エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合において、当該原子炉に係る原子力発電設備（原子炉の廃止に必要な固定資産、原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産及び資産除去債務相当資産を除く。）、当該原子力発電設備に係る建設仮勘定及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。以下「原子力発電設備等簿価」という。）並びに当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等費及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額（以下「原子力廃止関連費用相当額」という。）については、経済産業大臣の承認に係る申請書を提出のうえ、原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することが可能となった。また、振り替え、又は計上した原子力廃止関連仮勘定は、同承認を受けた日以降、料金回収に応じて、原子力廃止関連仮勘定償却費により償却することとされた。
これに伴い、当事業年度において、廃炉を決定した美浜発電所1、2号機に係る原子力発電設備等簿価20,346百万円および原子力廃止関連費用相当額7,749百万円を対象とし、平成27年3月17日に経済産業大臣の承認に係る申請書の提出を行ったため、原子力廃止関連仮勘定に28,095百万円を振り替え、又は計上している。
これにより、税引前当期純損失は28,095百万円減少している。
なお、美浜発電所1、2号機に係る原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産については、当事業年度末の原子力発電設備に含まれている。

b. 退職給付に関する会計基準の適用

当事業年度より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日）を適用している。
これによる当期経常損失、税引前当期純損失への影響は軽微である。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

会社の財産は、社債および㈱日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。
社債 1,532,659百万円
㈱日本政策投資銀行からの借入金 362,393百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

10,608,992百万円

(3) 保証債務			
社債に対する保証債務			
日本原燃(株)			5,397百万円
借入金等に対する保証債務			
日本原燃(株)			191,077百万円
(株)ケイ・オプティコム			65,536百万円
日本原子力発電(株)			41,652百万円
イクシス・エルエヌジー・プロプライアットリー・リミテッド			23,149百万円
カンサイ・エレクトリック・パワー・イクシス・イーアンド			
ピー・プロプライアットリー・リミテッド			21,073百万円
カンサイ・ソウジツ・エンリッチメント・インベスティング			7,362百万円
エルエヌジー・ジュロウジン・ SHIPPING・コーポレーション			6,981百万円
エルエヌジー・エビス・ SHIPPING・コーポレーション			6,720百万円
エルエヌジー・フクロクジュ・ SHIPPING・コーポレーション			4,267百万円
ブルーウォーターズ・パワー・プロプライアットリー・リミテッド			2,840百万円
関西電子ビーム(株)			1,776百万円
ロジャナ・パワー・カンパニー・リミテッド			735百万円
(4) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務			
長期金銭債権			88,846百万円
短期金銭債権			10,575百万円
長期金銭債務			15,590百万円
短期金銭債務			154,381百万円
(5) 附帯事業に係る固定資産の金額			
蒸気供給事業	専用固定資産		59百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額		45百万円
	合計額		104百万円
ガス供給事業	専用固定資産		620百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額		2,408百万円
	合計額		3,029百万円
(6) 会社法以外の法令の規定による引当金			
過水準備引当金			
電気事業法第36条の規定により計上している。			
3. 損益計算書に関する注記			
関係会社との取引高			
営業取引高	費用	284,355百万円	収益 29,791百万円
営業取引以外の取引高		2,272百万円	
4. 株主資本等変動計算書に関する注記			
当事業年度の末日における自己株式の数			44,964,447株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	205,637百万円
退職給付引当金	104,101百万円
減価償却超過額	64,420百万円
資産除去債務	44,469百万円
使用済燃料再処理等引当金	25,524百万円
その他	137,258百万円
繰延税金資産小計	581,411百万円
評価性引当額	△ 74,642百万円
繰延税金資産合計	506,769百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 18,823百万円
原子力廃止関連仮勘定	△ 8,091百万円
繰延ヘッジ損益	△ 1,655百万円
資産除去債務相当資産	△ 944百万円
海外投資等損失準備金	△ 861百万円
繰延税金負債合計	△ 30,376百万円
繰延税金資産の純額	476,392百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は前事業年度から変更されている。

これにより、繰延税金資産は31,813百万円減少し、法人税等調整額は33,151百万円、評価・換算差額等は1,337百万円それぞれ増加している。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

属 性	会社等の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	関電ビジネスサポート(株)	所有 直接 100.0%	資金の受寄	資金消費 寄託 (注 1)	—	関係会社 短期債務 (預り金)	64,000
関連会社	日本原燃(株)	所有 直接 16.6%	使用済燃料の再処理、廃棄物の管理、ウランの濃縮、廃棄物の埋設を委託	債務保証 (注 2)	196,474	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注 1) 関電ビジネスサポート(株)との資金消費寄託については、市場金利を勘案して利率を決定している。なお、取引金額は資金消費寄託契約に基づく資金の寄託および返還が随時行われるため記載していない。

(注 2) 日本原燃(株)に対する債務保証については、金融機関からの借入金および社債に対して保証している。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 714円81銭

(2) 1株当たり当期純損失 197円72銭

8. その他の注記

電気事業会計規則の改正

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表は、電気事業会計規則が改正されたため、改正後の電気事業会計規則により作成している。